

令和7年6月 井手町

6月定例会会議録

井手町議会

令和7年6月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（6月11日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	9
一般質問	10
谷田利一議員	10
1 さくらまつりの駐車場等について	
2 役場庁舎の駐輪場について	
脇本尚憲議員	16
1 リチウムイオン電池の回収	
2 「多文化共生社会」の実現に向けた取組	
谷田健治議員	21
1 物価高から住民の暮らしを守る緊急対策を	
2 ごみの分別回収及び適正処理について	
3 JR玉水駅駐輪場の「シニアカー優先駐輪スペース」について	
小割直彦議員	33
1 河川敷の有効利用について	
岡田久雄議員	36
1 玉川堤の桜とヤマブキの保全について	
2 小中学校の大阪・関西万博体験支援事業について	
3 AEDケース内への三角巾の配備について	
田中保美議員	41
1 本町小中学校における運動能力向上に向けた取組について	

2	放課後児童クラブの安心・安全な運営について	
木村健太議員	……………	4 3
1	職員駐車場と連絡通路の活用について	
鎌田隆宏議員	……………	4 6
1	農業振興地域の整備について	
2	増加する「放置林」について	
報告第 2 号	専決処分の報告について（井手町税条例）……………	4 9
報告第 3 号	専決処分の報告について（井手町都市計画税条例）……………	5 1
報告第 4 号	専決処分の報告について（井手町国民健康保険税条例）……………	5 3
報告第 5 号	専決処分の報告について（6 一般会計補正（第 7 回））……………	5 7
報告第 6 号	専決処分の報告について（6 多賀簡水特会補正（第 1 回））……………	6 3
報告第 7 号	繰越明許費繰越計算書について（6 一般会計）……………	6 6
報告第 8 号	繰越計算書について（6 下水道事業会計）……………	6 8
議案第 3 4 号	井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求め る件……………	6 9
議案第 3 5 号	井手町教育委員選任につき同意を求める件……………	7 0
議案第 3 6 号	財産取得について同意を求める件……………	7 0
議案第 3 7 号	財産取得について同意を求める件……………	7 2
議案第 3 2 号	令和 7 年度井手町一般会計補正予算（第 1 回）……………	7 4
散会	……………	7 9
署名議員	……………	8 0

第 2 号（6 月 1 8 日）

応招・不応招議員	……………	8 1
出席・欠席議員	……………	8 1
出席事務局職員	……………	8 1
出席説明員	……………	8 1
議事日程	……………	8 3
開会	……………	8 4

会議録署名議員の指名	8 4
議案第 3 1 号 井手町税条例の一部を改正する条例制定の件	8 4
議案第 3 8 号 選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例制定の件	8 6
議案第 3 3 号 令和 7 年度井手町水道事業会計補正予算（第 1 回）	8 7
議案第 3 9 号 令和 7 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）	8 8
議案第 4 0 号 財産取得について同意を求める件	9 0
令和 7 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について	9 1
発議第 1 号 消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書	9 2
発議第 2 号 コメ不足と価格高騰への対策及びコメの安定供給を 求める意見書	9 3
議員派遣の件	9 5
閉会中の継続調査の申出について	9 5
閉会	9 6
署名議員	9 7

第 1 号（令和 7 年 6 月 1 1 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和7年6月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和7年6月11日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和7年6月11日午前10時00分 議長 奥田俊夫

閉会 令和7年6月11日午後 3時38分 議長 奥田俊夫

応招議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄			

不応招議員

なし

出席議員

1番	木村	健太	2番	谷田	健治
3番	鎌田	隆宏	4番	小割	直彦
5番	田中	保美	6番	奥田	俊夫
7番	脇本	尚憲	8番	谷田	利一
9番	岡田	久雄			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

3番	鎌田	隆宏	8番	谷田	利一
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田	肇	議会書記	新田	純平
議会書記	小谷	光幸	議会書記	横田	雄大

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西島	寛道	副町長	脇本	和弘
----	----	----	-----	----	----

教 育 長 中田 邦和
 参 与 片岡 美佳
 理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章
 理事兼こども家庭センター所長事務取扱 堀 忍
 安心・安全推進課長 菱本 嘉昭
 会計管理者・会計課長兼務 岩村 恭子
 高齢福祉課長・
 地域包括支援センター所長兼務 坂井幸一郎
 建設課長 辻井 祐介
 上下水道課長 仁木 崇
 いづみ人権交流センター所長・
 いづみ児童館長兼務 林田 夕加
 学校給食センター所長 梶田 篤志
 学校教育課参事 北川 拓男

参 与 山之江 亨
 理事兼学校教育課長事務取扱 木村 恵理
 理事兼税務課長事務取扱 木田 ゆかり
 総 務 課 長 平間 克則
 企 画 財 政 課 長 高江 裕之
 保 健 医 療 課 長 中谷 誠
 保健センター所長 畑中 博之
 産 業 環 境 課 長 奥山 英高
 同和・人権政策課長 西島 豊広
 社会教育課長・
 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 寺井 佳孝
 企画財政課参事 吉岡 正博

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和7年6月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

令和7年6月11日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第2号 専決処分の報告について（井手町税条例）
- 第6 報告第3号 専決処分の報告について（井手町都市計画税条例）
- 第7 報告第4号 専決処分の報告について（井手町国民健康保険税条例）
- 第8 報告第5号 専決処分の報告について（6 一般会計補正（第7回））
- 第9 報告第6号 専決処分の報告について（6 多賀簡水特会補正（第1回））
- 第10 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について（6 一般会計）
- 第11 報告第8号 繰越計算書について（6 下水道事業会計）
- 第12 議案第34号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件
- 第13 議案第35号 井手町教育委員選任につき同意を求める件
- 第14 議案第36号 財産取得について同意を求める件
- 第15 議案第37号 財産取得について同意を求める件
- 第16 議案第32号 令和7年度井手町一般会計補正予算（第1回）

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦
労さまでございます。

令和7年6月定例会の開会に先立ちまして、故木村武壽議員のご逝去を悼
み、謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

井手町議会、木村武壽議員が去る6月9日にご逝去されました。このたび
の訃報は、ご家族のみならず、私ども議員一同にとってもどれだけ大きな悲
しみであるか、計り知れません。議員として、生涯現役を目指し、自らの信
念を貫いておられた故人にとって、また住民や議会にとりましても無念の極
みであり、誠に残念でなりません。

顧みれば、武壽議員は、持ち前の行動力と決断力、またユーモアあふれる
その性格から、広く住民の支持を受け、平成2年4月、井手町議会議員に初
当選して以来、9期35年以上にわたり、町政発展のため、尽くしてこられ
ました。その間、議会運営を円滑に取りまとめるため、議会運営委員会委員
長をはじめ、城南衛生管理組合議会議員や監査委員、副議長など、数々の要
職を歴任され、平成22年4月には井手町議会第17代議長、また平成26
年4月には第19代議長に再び就任され、この間、4年2か月にわたり、そ
の重責に携わる中で、町政の進展と向上に日夜尽力され、地方自治発展のた
めに寄与されてまいりました。

私たち議員一同は、武壽議員の遺志を受け継ぎ、今後も井手町発展のため、
全力を尽くしてまいることがここにお願い申し上げます。

申し上げれば限りもなく、惜別の情は尽きませんが、木村武壽議員の生前
のご功績と町政発展へのご尽力に対しまして深く敬意を表しますとともに、
衷心よりご冥福をお祈りするため、黙禱を捧げたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。

黙禱。

（黙禱）

議長（奥田俊夫） 黙禱を終わります。ご着席ください。

ただいまから令和7年6月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議
を開きます。

さて、本日、西島町長より6月定例町議会が招集されました。各議案につ

きまして、慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、鎌田隆宏議員、8番、谷田利一議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方をお願いをします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月23日までの13日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月23日までの13日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例の一部改正1件、令和7年度補正予算2件、人事同意案件2件、財産取得の同意案件2件、専決処分5件、繰越明許費計算書1件、繰越計算書1件、合計14件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出されました案件の提案理由の説明をいたしたい旨申出がありますので、これを許します。

西島町長。

町長(西島寛道) 皆さん、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平素は町政進展のために絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚く御礼申し上げます。

まず、先ほど議長からもありましたが、木村武壽議員が6月9日にご逝去されました。9期35年以上にわたり、本町の発展と住民福祉の向上に情熱を注いでこられましたことに井手町住民を代表して敬意と感謝を申し上げますとともに、ご生前のご功績とご遺徳をしのび、安らかなご冥福を心よりお祈り申し上げます。

さて、令和6年度の出納整理期間も5月31日をもって終了いたしましたので、各会計別の収支状況をご報告させていただきます。

まず、一般会計であります。町税収入では、企業進出に伴う固定資産税等が増収となったものの、令和6年度個人町府民税の定額減税により約2,600万円の減収となることから、約9億7,600万円、前年度に比べ約2,300万円、率にして2.3%の減となる見込みであります。なお、定額減税による減収につきましては、定額減税減収補填特例交付金で全額補填されております。

次に、普通交付税につきましては、約16億7,100万円で、前年度に比べ約5,900万円、率にして3.7%の増となる見込みであります。

また、特別交付税につきましては4億3,600万円、前年度に比べ約900万円、率にして2.0%の増となる見込みであります。

そのほか、きょうと地域連携交付金をはじめ、他の補助金等につきましても、従来どおり国や京都府により手厚いご支援を頂いた結果、歳入総額約62億5,000万円、歳出総額約58億2,000万円で、繰越明許費を除いた実質収支額は約3億6,000万円の黒字となる見込みであります。

中身的にも、教育環境の充実と避難所としての機能強化を図るための小学校体育館空調設備の検討設計をはじめ、役場庁舎の移転や最新の防災情報等を反映させたハザードマップの更新、まちの発展の基盤となる道路整備、物価高騰における消費者支援と地域経済の活性化を図るためのプレミアム付き商品券の発行補助、町立中学校入学生徒への通学かばんの支給、保健センター改修や小・中学校の空調設備等の新たな支援施策の実施や事業の拡充による府内トップクラスの子育て支援のさらなる充実のほか、教育、福祉、子育て支援の充実、商工業の振興、暮らしの基盤整備、防災・減災対策などに積極的に取り組むことができました。また、井手町の次世代を担う児童・生徒の学習環境の整備のための教育施設整備基金に1億円、役場庁舎や山吹ふれあいセンター建設等の大型事業により今後増加する公債費が町財政を圧迫することがないように、減債基金に6億円、それぞれ積立てを行うなど、一層充実した内容となっております。

次に、特別会計及び企業会計であります。前年度に引き続き、全ての会計で実質収支額は黒字となる見込みであります。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第31号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件ほか13件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第31号は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第32号は、令和7年度一般会計の補正でありまして、補正総額は9,010万3,000円の増で、補正後の一般会計予算は54億9,910万3,000円であります。

歳出予算につきましても、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係では、東部区に対するコミュニティ助成に200万円、国の施策である定額減税において、本来給付すべき額との差が生じた方にその差額の給付を行う定額減税不足額給付に2,300万1,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、民生関係では、保護者等との連絡の円滑化と保育の質の向上のための保育業務支援システムを新たに導入するための保育ICT推進事業に2,020万円計上いたしております。

次に、衛生関係では、小児慢性特定疾病等にかかっていることにより、長期にわたる療養を必要とする児童等の健全な育成を図ることを目的に日常生活用具を給付する小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に17万4,000円を計上いたしております。

次に、農林関係では、京都産野菜等の生産及び出荷の安定等を目的に、京のふるさと産品協会が実施される野菜等経営安定対策事業への負担金に200万円、町内の水稻農作業を受託しているジェイエイヤましろファームが農業支援サービスをより広域的に実施できるように導入されるスマート農業機械等の購入補助に814万5,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、商工関係では、井手町商工会から、LPガスの利用者への生活支援等のために追加で商品券を発行したいとの要望があったことから、プレミアム付き商品券発行補助に580万円、令和6年度から実施しているまちづくり協働加工施設検討会議で頂いたご意見を踏まえ、自然休養村管理センターの一部を改修し、新商品の開発の促進等を図る拠点となるまちづくり協働加工施設整備に2,742万円、それぞれ計上いたしております。

以上が歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金5,547万6,000円、寄附金97万2,000円、繰入金580万円、諸収入200万円、繰越金1,355万5,000円、町債1,230万円計上いたしております。

議案第 33 号は、令和 7 年度井手町水道事業会計の補正でありまして、所要額を計上いたしております。

議案第 34 号及び議案第 35 号は、いずれも任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第 36 号及び議案第 37 号は、いずれも財産取得についてでありまして、予定価格が 700 万円以上でありますので、地方自治法並びに条例の規定に基づき、財産を取得するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。

報告第 2 号から報告第 6 号までの 5 件は、いずれも地方自治法第 179 条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告し、承認を得ようとするものであります。

報告第 7 号は、令和 6 年度より繰り越した事業につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

報告第 8 号は、令和 6 年度より繰り越した事業につきまして、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

なお、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が 6 月 4 日に公布されたことから、選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正及びそれに伴う補正予算につきましては、事務手続が整い次第、また、基幹業務システム用端末更新につきましても、予定価格が 700 万円以上であることから、地方自治法並びに条例の規定に基づき契約を締結するに当たり、議会の同意を得る必要がありますので、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　引き続きまして、さきの人事異動により代わられた方の紹介を脇本副町長よりお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　脇本副町長。

副町長（脇本和弘）　それでは、私の方から、本年 5 月 12 日付で就任いた

しました民生関係を主に所管する特定任期付職員のご紹介を申し上げます。

参与の片岡美佳でございます。

参与（片岡美佳） 片岡でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、本年6月1日付で就任いたしました事業関係、危機管理を主に所管する特定任期付職員のご紹介を申し上げます。

参与の山之江亨でございます。

参与（山之江亨） 山之江でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 続きまして、本年4月1日付の人事異動に伴います管理職のご紹介を申し上げます。

まず、理事兼税務課長事務取扱の木田ゆかりでございます。

理事（木田ゆかり） 木田でございます。よろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、理事兼こども家庭センター所長事務取扱の堀忍でございます。

理事（堀 忍） 堀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、高齢福祉課長・地域包括支援センター所長兼務の坂井幸一郎でございます。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 坂井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 次に、保健センター所長の畑中博之でございます。

保健センター所長（畑中博之） 畑中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

副町長（脇本和弘） 以上でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

ここで、閉会中の委員辞任及び新委員の選任についてご報告申し上げます。

議会運営委員会の委員長、木村武壽委員より、去る3月31日付で議会運営委員会の委員の辞任願いが提出され、同日付で許可しております。また、新委員の選任につきましては、委員会条例第6条第4項の規定により、去る4月1日付で岡田久雄議員を議会運営委員会委員に選任しておりますので、ご報告いたします。

次に、閉会中の正副委員長の互選についてご報告申し上げます。

去る4月9日に開催された議会運営委員会において正副委員長の互選があ

り、同日付で議会運営委員会の委員長には谷田利一議員が、副委員長には脇本尚憲議員が就任されましたので報告いたします。

次に、監査委員から3月、4月、5月分の例月出納検査結果報告が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は8名であります。

質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次、質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田利一議員。

8番(谷田利一) 8番、谷田利一でございます。

大きく2点についてご質問させていただきます。よろしく願います。

さくらまつりの駐車場等についてですけれども、今年も3月29日から4月6日までの間、第34回となる「井手町さくらまつり」が開催されました。さくらまつり期間中、実行委員会を中心とした関係者の皆さん方は、日々、桜の開花状況やお天気を心配しながら、各種イベントの開催や休憩所の運営、お弁当等の販売やスタンプラリーなど、それぞれにご尽力いただいております。

今回のさくらまつりでは、周遊ルートとして、玉川堤から完成した新庁舎までの連絡通路を活用しながら、「テオテラスいで」や「まちづくりセンター椿坂」などの各交流施設を巡る観光案内がされていた一方で、駐車場やライトアップなど、これまでとは異なる開催内容に戸惑われた住民もおられ、私も住民の方からいろいろなご意見を頂戴いたしました。

そこで、次のことをお伺いします。

①上玉川橋付近にガードマンが設置されていたものの、井手小学校グラウンドや橋本橋付近の町職員駐車場の利用が禁止されていたため、住民の方からは、「いつ・どこの駐車場が利用できるのかが分かりにくい」、「なぜ、職員駐車場を開放しないのか」といった声をお聞きいたしました。

また、今回駐車可能となっていた新庁舎の駐車場は、玉川堤までは少し距離や傾斜があるため、高齢者や障がいをお持ちの方は利用しにくいのではな

いかと思います。せめて、さくらまつり期間中の土・日曜日だけでも、これまでのように井手小学校を臨時駐車場として利用できるようにしてはどうかと思いますが、本町の考えをお聞きします。

②玉川堤から新庁舎までの連絡通路は階段が急で、高齢の方などが利用される際は、少し危険ではないかと思いますが。階段の中央に手すりを設置する等の対策を取るべきだと思いますが、その考えをお伺いします。

③夜間ライトアップを楽しみに、町外からも本町を訪れる方が大勢おられるとお聞きしますが、上玉川橋付近だけライトアップが少し明る過ぎるのではないのかという意見や、年々簡素化されてきているのではないのかという意見も頂戴しております。

そこで、たくさんの方々に本町に来ていただき、さくらまつりの雰囲気を楽しんでもらうためにも、照明をもっと柔らかな色にしたり、デザイン性のあるちょうちんなど、いろいろと工夫して、これまで同様、国道から椿坂辺りまでちょうちんをつり下げてはどうかと思いますが、本町の考えをお伺いします。

④よりよいさくらまつりにするためには、各方面から頂いた意見を取り入れて改善していく必要があるのではないかと思いますが、今回出た課題を踏まえ、町として今後どのように取り組むのかお伺いします。

大きく2点目に、役場庁舎の駐輪場についてお伺いします。

現在「テオテラスいで」の西側で利用されている駐輪場には屋根がないため、自転車やバイクを駐輪しておくと、雨天時にずぶ濡れの状態になったり、シートが鳥のふんで汚れたりするため、多くの利用者、職員の方が困っておられるとお聞きします。そこで、次のことをお伺いします。

①階段の下やいろいろな場所にバイク等がとめられているようですが、駐輪場の位置を「テオテラスいで」の西側に決められた経過をお伺いいたします。

②公共施設の駐輪場には、通常屋根が設置されています。雨やふん害を避けるために屋根を設置されるべきだと思いますが、その考えは。

③屋根を設置されないのであれば、土間の屋根のある場所を利用するなどの利用者目線に立った改善をすべきですが、町としてどのようにお考えですか。

以上、よろしくお願ひします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1点目のさくらまつりの駐車場等についてであります。一つ目のさくらまつり期間中の職員駐車場の利用につきましては、まず、土曜日、日曜日については庁舎の駐車場を臨時駐車場として開放しており、来場された方ができるだけ多く駐車できるように、公用車を職員駐車場に移動しながら駐車スペースを確保しているところであります。また、職員駐車場がある場所は、さくらまつり期間中はお花見コースであることから、多くの方が歩行しているため、安全性の視点も踏まえ、庁舎の駐車場を臨時駐車場としてきたところでもあります。

次に、土曜日、日曜日の井手小学校の駐車場利用については、さくらまつり実行委員会において、周辺道路の渋滞や事故等も考慮し、公共交通機関での来場をお願いする方向で今年のさくらまつりを開催されておりますので、今回のご質問を踏まえながら、周辺道路への影響や安全性の確保等も勘案した中で、来年以降の開催に向けて、よりよいさくらまつりとなるよう、さくらまつり実行委員会において十分に検討していただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目の夜間のライトアップなどにつきましては、さくらまつり実行委員会において、ちょうちんからライトアップに移行して取り組まれておりまして、桜が映える夜景として好評であるとのことから、その設置箇所も年々広げていく計画とされているところであります。

なお、照明の明るさや種類などについては、様々なご意見はあるかと思えますので、来場者等から頂いたご意見も参考にしながら、さくらまつり実行委員会において検討いただければと考えております。

四つ目の今後の課題につきましては、本町といたしましては、さくらまつり実行委員会にて、ライトアップをはじめスタンプラリー等の新たな取組も行っているところではありますが、当該実行委員会の構成団体はもとより、地域住民や来場者の方々からのご意見も参考にしながら、町の資源を生かした代表的なイベントであるさくらまつりの充実に向け、当該実行委員会と連携しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 辻井建設課長。

建設課長(辻井祐介) 二つ目の玉川堤から新庁舎までの連絡通路につきましては、本年3月に開通し「町道21-07号線」として建設課で管理しております。今年のさくらまつりの期間及びその後も、「まちづくりセンター椿坂」や「玉川堤」と「テオテラスいで」、「役場庁舎及び駐車場」を結ぶ周遊道路の一つとして、多くの方々にご利用いただいております。

議員ご指摘のようなご意見については複数伺っておりますので、急な階段部に手すりを設置する方向で構造等の検討をしてみたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 平間総務課長。

総務課長(平間克則) 2点目の役場庁舎の駐輪場についてであります、一つ目の駐輪場の位置を「テオテラスいで」の西側に決められた経過につきましては、新庁舎建設に係る配置計画等について、井手町新庁舎建設検討会議にてご議論いただき、不特定多数の方が自転車等で来訪されることを想定して、物販やカフェが設置される建屋周辺に自転車等を置く配置として、現在の山吹ふれあいセンター西側に決定されたものであります。

二つ目の雨やふん被害を避けるための屋根の設置につきましては、役場庁舎と山吹ふれあいセンターの間の大屋根部分が駐輪場の上に3分の2程度あることなどを踏まえ、現在のところ、屋根を設置する必要はないものと考えております。

三つ目の屋根を設置しないのであれば、土間の屋根のある場所を利用するなど、町としての考え方につきましては、当該駐輪場にとめられる計画台数は29台であり、現在の平均利用台数は約20台と、計画台数以上の利用はありませんが、なるべく一般の利用者が大屋根部分にとめられるよう、今後の利用状況を注視しながら、国道24号城陽井手木津川バイパス整備における道の駅的休憩施設の駐輪場の配置も見据えながら検討してみたいと考えております。

議長(奥田俊夫) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田利一議員。

8 番（谷田利一） ご答弁ありがとうございます。

まず、駐輪場についてですけれども、今、答弁では、屋根をつける必要性がないというように答弁いただいたんですけれども、バイクの置いてある現状を見ていただきましたか、鳥のふん、雨にも濡れて。結局、鳥のふんを抑えるには屋根しかないのです、土間のところを利用するのもそうですけれども、建物に附属するものができないのであれば、南の方のところの別の場所でもいいですし、屋根と周りを囲む、そういう駐輪場をつくっていただきたいというように思うんです。

これは、私だけの意見ではないです。先ほどありましたけれども、木村武壽議員がご逝去されました。誠に悲しいことです。その木村武壽議員が令和6年9月定例会にて質問しようと思って出された一般質問が止まっております。質問されないままで終わっています。ということは、もう遺言なんです。だから、ぜひとも、職員のためにも、住民のためにも、必ず設置をしていただくように、くれぐれもよろしくお願ひしたいと思います。要望しておきます。

それから、2点目ですけれども、このさくらまつりの件については、まず今年の反省会等、実行委員会の中で開催されたのでしょうか。今年の反省をして来年に生かすというような答弁もありましたけれども、どのような意見が反省会が出たのでしょうか。反省会をされたのであれば、いつされたのかお伺ひしたいと思います。

私なりに実行委員長にもお伺ひしました。その結果、今まであったちょうちんがなくなっている。ある、ないでは雰囲気が違うのではないかと。少しでもつるしてほしいという意見を述べました。ちょうちんの新調に500万円が必要だということで、そういう答えでした。ならば、使えるものだけでも使って、以前のように、実行委員会でするすようにできないのか、そういう問いかけに、ちょうちんをつるす作業に協力者の方が少なくなって、おられないという答えでした。それから、国道から福祉センターまで電気がついていますが、電気のポールだけでも100本からあると思います。ちょうちんを含め、その資材は現在どのように管理されているのかお伺ひしたいと思います。

答弁では、明るいものに変えたという答弁でした。それから、以前は小学校グラウンドを土・日曜日のみ駐車場に開放していたが、なぜ開放しないのか。先ほど答弁も一部ありましたが、開放したときの入り口の警備をする者

がない、誰が警備するんですかという答えでした。多くの出店者でにぎわっていた。出店が少なくなっているのは寂しいということを行いましたら、出店する協力者が少なくなっている。だから、「テオテラスいで」まで来てもらえればいいのではないかと。それなら、小学生から高齢者の方がどうして行くんですかということを行ったんですけども、取りあえず、この答えしかもらえませんでした。

それから、ごみの多さから、地元、近隣の方からごみ箱を設置してほしいという意見が出ています。ごみ箱の設置については、ごみ箱の管理が実行委員会ではできないという答えでした。

それから、先ほどありましたけども、職員駐車場を土・日曜日だけでも開放できないのか。入り口に誰が立つのか。もし事故があればどうするんだということでした。私は前向きでないと思います。このような前向きでない実行委員会の考え方に、予算さえつけて丸投げではなく、町として考え方を実行委員会に指導すべきではないかと思いますが、本町の考え方をお伺いします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本副町長。

副町長（脇本和弘） 先ほどのご質問でございますけれども、まず、さくらまつりの実行委員会の関係でございます。

やはり、住民主体でやっていただいておりますので、私どもとしては、そういう組織内の方のご意見もあるかもわかりませんし、ほかの意見もいろいろあります。その辺を、職員の意見もいろいろ尋ねたりはしていましたが、そういうようなことを捉えて、やはり住民目線で皆さんで作り上げていくということを今までやってきておりましたので、もちろんその辺のブラッシュアップをしていいものにしていくというのは、やっぱり私どもも望みますし、実行委員も望んでいることだと思っておりますので、今回のご質問を機に、また前向きにいろいろ検討していってもらうような形で、私どもも前向きな動きをさせていただくようなことで、さくらまつりを開催していけたらというふうに考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） ただいまご質問のありました、まず今年の実行委員会の反省会でございますけれども、現在のところ、まだ開けてはおりません。

そして、2点目の資機材の管理、ポール、ちょうちん等の管理につきましては、現在は合藪ポンプ場に保管をしております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） 再質問ございますか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田利一議員。

8番（谷田利一） 管理もしていただいているということなので、まだ残っていると思うんですけども、電気をつけてちょうちんをつる。ちょうちんの中に電気を入れるというのは大変大層だと、それは分かるんです。だけど、ワイヤーを張って電気をつけてちょうちんをつるのができないのであれば、以前にもあったと思うんですけども、井堤保勝会でやっておられる短冊を桜の木につるしているようなもので、電気ですれば重さはありますけども、ちょうちんだけだと軽いので、部分的でもいいですから、ちょうちんをつるようなことはできないのか。やっぱり上までちょうちんがあるのとないのとは雰囲気は全然違いますのでというように、住民の方からの要望をお聞きしています。

町外へのさくらまつりのアピールをされていることで、写ってくるところが、玉川のさくらまつりのアーチと、それからその後ろにちょうちんをつったところ、昔でいうおかげ踊りをしているところのそういうものを行政は使っておられます。そうしたら、現状とは違います。だから、だんだん簡素化されているように私は思いますので、本当に町外へアピールして来場客を呼び込もうとしているのか。それとも、ただ単なるさくらまつりだけをイベントとしてやっているのかというように、私らは住民とともに感じているところです。

予算を有効に実行し、以前のようにもっとにぎわいのあるさくらまつりと、多くの住民からのお声をお聞きしますので、行政の手腕に期待し、要望して質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 通告に基づきまして、私から大きく二つ質問させていただきます。

1番、リチウムイオン電池の回収。

今では私たちの生活に欠かせないものとなっていますスマートフォンには、繰り返し充電ができるリチウムイオン電池が使用されています。このリチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池は、現代社会において、その便利さから、パソコンやデジタルカメラ、電動アシスト自転車、電子たばこなど、多くの電化製品に内蔵されており、私たちの日々の生活に欠かせない存在になっています。

しかし、この電池は、過充電や外部からの衝撃、分解などで発火する危険があり、内蔵された製品を処分する際には、正しい方法で廃棄しないと大きな事故につながる可能性があります。実際、電池の適切な処分方法を理解せず、家庭ごみと一緒に混ぜて出された結果、それがごみ処理施設やごみ収集車において発火し、火災が起きる事故が全国的にも多数発生しているとの報道もあります。

そこで質問します。

①リチウムイオン電池の回収方法について、本町では住民にどのような周知をされているのか。

②本町を管轄するごみ処理施設において、リチウムイオン電池が原因で火災等のトラブルが発生した事案はあるのか。また、ある場合、その件数は。

③ごみ処理施設からリチウムイオン電池の回収についての指導や願いはあるのか。ある場合、その内容は。

④本町のリチウムイオン電池の回収について、近隣自治体のように、役場や公民館などで「拠点回収」を行う考えは。

大きく2番、「多文化共生社会」の実現に向けた取組。

「共生社会」とは、様々な人々が全て分け隔ていなく暮らしていくことができ、これまで十分に社会参加できるような環境になかった方々が積極的に参加・貢献していくことができる社会のことです。本町では、「第5次井手町総合計画」の中で、「多世代がふれあう生き生きとしたまちづくり」を基本目標の一つに掲げ、新しい地域コミュニティを共助の精神に基づく地域共生社会の実現に向けた取組を進めています。

そのような中、近年国内で急速に増加している技能実習生などの外国人労働者や外国人の定住化傾向を踏まえ、本町でも、全ての人が異なる文化や考え方を理解し、お互いの人権を尊重する「多文化共生社会」の実現を含めた地域づくりのためのさらなる取組が必要でないかと考えます。

そこで質問します。

①本町における住民票を有する外国人の方の人数、割合、年齢構成は。

②「多文化共生社会」について、本町はどのような考えをお持ちか。

③「多文化共生社会」の実現に向けて、本町では今後どのような取組を進められる予定か。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目のリチウムイオン電池の回収についてであります。一つ目の住民にどのような周知をされているのかにつきましては、まず、住民から処分方法について質問を受けた際には、販売元または製造元あるいは回収をしている民間事業者にお問い合わせいただく旨、お伝えするとともに、販売元等が回収できない場合や民間事業者の利用が難しい場合には、産業環境課の窓口にて回収することを案内しているところです。なお、現在、ホームページにより周知すべく、準備を進めているところであります。

二つ目のごみ処理施設においてリチウムイオン電池が原因で火災等が発生した件数につきましては、城南衛生管理組合に伺いますと、リチウムイオン電池が原因であるかどうかは不明であります。城南衛生管理組合の処理施設内での発煙・発火回数は、過去3年で申し上げますと、令和4年度は50回、令和5年度は568回、令和6年度は618回とのことであります。

三つ目のごみ処理施設からリチウムイオン電池の回収についての指導やお願いの内容につきましては、本年4月に環境省から「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」の通知を受け、城南衛生管理組合からは、小型家電を含むリチウム蓄電池等の拠点回収について取り組むとともに、小型家電を含むリチウム蓄電池等の分別区分を新たに設けるよう事務連絡があったことから、本町の対応について検討していくこととしております。

四つ目のリチウムイオン電池回収について、近隣自治体のように役場や公民館などで拠点回収を行う考えにつきましては、先ほどの環境省からの通知や城南衛生管理組合からの事務連絡を踏まえ、近隣自治体も参考にしながら、リチウムイオン電池の回収方法について検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 2点目の「多文化共生社会」の実現に向けた取組についてですが、一つ目の本町における住民票を有する外国人の方の人数、割合、年齢構成につきましては、令和7年5月末現在で297人、人口に占める割合は4.3%となっております。また、年齢構成については、20歳未満の方が24人で8.1%、20代の方が175人で59%、30代の方が51人で17.2%、40代の方が15人で5%、50代の方が14人で4.7%、60歳以上の方が18人で6%となっております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） 二つ目の多文化共生社会についての考えにつきましては、本町では、国籍や民族などの異なる人々がお互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくことへの理解と認識を深めることが重要であると考えていることから、令和7年度の井手町教育推進の重点の推進方策の一つとして多文化共生社会の推進という項目を設け、各種事業に取り組んでいるところであります。

三つ目の多文化共生社会の実現に向けて、今後どのような取組を進めるのかにつきましては、多文化共生社会を推進するための啓発活動や情報提供を行うとともに、現在、地域ボランティアの方々により実施していただいている日本語教室は、相互理解や交流を図る場として大変有意義であり、共生社会の実現に寄与するものと考えられることから、当該教室の取組に対する補助を当初予算に計上するとともに、教室の開催に当たり、本町の会議室等の使用料を免除するなどの支援を行ってまいりまして、今後も、当該団体と連携しながら多文化共生社会の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 脇本尚憲議員。

7番(脇本尚憲) 再質問させていただきます。多文化共生社会の件です。

多文化共生社会を実現するためには、生活に必要な情報提供やライフステージに応じた支援が不可欠です。現在、行政窓口での日本語の話せない方への多言語での対応状況はどうされていますでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 井手町に転入される外国人の方、最近非常に多くおられます。その方々の多くはベトナムやインドネシア、またタイなどの方で、技能実習生として働かれる方が多くございます。そういった方々は、技能実習生として働かれるに当たって日本語能力試験というのを受けてこられているようで、基本的な日常の日本語はある程度理解していただける方がほとんどです。こちら職員の方からも、そういった外国人の方に伝わるように、いわゆるやさしい日本語を心がけて対応するように指導しております。

具体的に言いますと、曖昧な表現を避けることや、敬語などもできるだけ使わず、短くて簡単な言葉で案内するようにしています。例えば、窓口に来られた方から、「あちらの窓口でお問合せください」というようなケースでは、「お問合せ」とかいうのが分かりにくいというのがありますので、「あちらの窓口で聞いてください」と、率直に言う方がしっかり伝わるということもありますので、そういったやさしい日本語の研修というのも京都府が主体となって実施されておりますので、そういうところに職員も参加して、いろんなそういったことを学びながら日々対応しているといったところでございます。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに再質問ございますか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 脇本尚憲議員。

7番(脇本尚憲) 答弁いただきまして、既にそういった取組をされているということで、住民の人も、やっぱり夜間など、町を歩いていましたり車を運転したりしますと、若い子がいるなどと思って見ますと、結構そういった多国籍の方が歩いておられたり自転車に乗られていたりということを目にします。住民の方で、何となくですけども、不安を感じたりということがあ

るということも聞きます。ですので、そういった取組をすることで、多文化共生社会については、これからグローバル社会において進めていかなければならない課題でありますし、本町としましてもそういった取組をされているということで、今後も行政が主導となってそういった取組をすることが差別であるとかトラブルを最小限にとどめる方法だと考えますので、今後とも、その施策を要望しておきます。

あともう1点、リチウム電池につきましても、小型家電電池につきましても、個別回収がしやすいように、やはり拠点回収での取組が必要かと考えます。現在行っている、購入店の方の回収に頼るということはなかなか現実的ではなくて、例えばインターネットなどで購入したものをどう回収するかという課題なども考えられると思います。廃棄場所が確立されないと、今回のようなごみ処理での火災というのが、聞きますと、500件、600件ということは、ほぼ毎日、1日1回2回起こっているということですので、これが大きな事故につながると、その稼働自体が止まってしまうということも聞いておりますので、そういったごみ処理施設の火災や、あと不法投棄などが出てくる可能性がありますので、今後、ほかの自治体の取組なども参考にさせていただいて、速やかに対応いただきますように要望して質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 2番、谷田賢治です。通告に基づいて質問をいたします。

まず1点目、最初に、物価高から住民の暮らしを守る緊急対策、これが必要ではないかということで質問いたします。

米をはじめ、物価の高騰が住民の暮らしと営業を直撃しています。日本共産党は、全国でも井手町でも「要求アンケート2025」に取り組み、多くの切実な声が寄せられています。井手町でも短期間に60通以上のアンケートが寄せられ、「子育てでいっぱい、ただ生きていくために仕事、家事、子育てをし、自分の幸せは後回し」、「年金暮らし。物価高で買物は10日に1度ぐらい食料を買うぐらい」、「独り暮らしで孤独感でいっぱい。食料品などの買物に京田辺市まで自転車で行っています」、このような暮らしの不安と苦しさを訴える切実な声が寄せられています。また、医療・介護への

不安、京田辺方面への公共交通の要望も大変多数寄せられています。

町として、国に緊急の「米の価格安定対策」と「消費税の一律5%への引下げ」を求めるとともに、町独自にもスピード感を持って住民を守る施策を実施することが求められています。上下水道料基本料の減免の恩恵は、実際、これからやっと始まります。

井手町では、自由に使える財政調整基金だけでも、2023年度決算で24億円もため込んでいます。2024年度に当初予算どおりに取り崩したとしても、20億円を超える基金残高でした。しかし、本会議に出されており令和6年度一般会計補正予算(第7回)を見ますと、これは取り崩さず、財政調整基金はそのまま残っているということになっています。町長は、ふだんから「府内トップクラスの財政力」と自慢しますが、住民のために生かさなければ、これは宝の持ち腐れです。

そこで、西島町長に伺います。

①町長には、今、住民の暮らしも営業も緊急事態であるというご認識があるか伺います。そういう認識があれば、直ちに町が行える施策は幾らでもあります。

まず、住民1人1万円の生活支援金(現金)配布も7,000万円が可能です。現金は貯蓄に回るといっているのであれば、お米券、食料品券、ガス代券、通院・買物のためのタクシー券、ガソリンや灯油券、いろいろ使える井手町プレミアム商品券を申し込み・抽せんによらず全世帯に配布するなど、住民の希望により選択してもらい、1人1万円分のクーポンを配布することもできます。

1億円以上積み上がっている国民健康保険の積立金を活用して、加入者1人1万円の国保税引下げは1,500万円できます。2,000万円活用すれば、1世帯2万円の引下げも可能です。

防災対策や地域経済活性化にもつながる住宅改修補償制度の新設、イデカを町外への移動にも使えるように拡充するよう井手町社会福祉協議会を支援する、認知症予防にも効果があると言われる補聴器の装用率アップへ補聴器購入補助制度を設けるなど、新たな制度をつくるにも億単位の予算は必要ありません。ないのは予算ではなく、アイデアと物価高に苦しむ住民への思いやりの心ではないでしょうか。

②今すぐ物価高緊急対策を求めますが、町長の見解を伺います。

次に、2点目、ごみの分別回収及び適正処理について質問いたします。

井手町も構成自治体である城南衛生管理組合では、循環型社会の形成を目指し、3Rの推進をはじめとしたごみの量削減施策に取り組んでいます。2025年3月には、循環型社会推進会議が各自治体に対して、「ごみの減量施策に係る提言」を行いました。井手町においても、ごみの量削減やリサイクル率向上に向けての一層の努力が求められます。

2001年に家電リサイクル法、その後、2013年に小型家電リサイクル法が施行され、家電廃棄物の減量とリサイクルが進められてきました。2025年4月に環境省は、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品に起因する火災事故が頻繁に発生していることから「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」を各都道府県に出し、管内市町村において、分別回収及び適正処理をさらに徹底することを求めました。城南衛管においても、ごみの処理の過程で小型家電に使用されているリチウム電池による発煙・発火が頻発しています。令和6年度は617回もの発煙・発火があったと報告されています。

井手町が各家庭に配付している「ごみの分け方・出し方」には、「小さな電化製品」は、「その他ごみ」として中身の見える袋に入れて出すようにと書かれています。また、パソコンについては「家電リサイクル法等の対象品」として大きさに関係なくごみには出せないとしています。

以上の点を踏まえ、以下質問いたします。

①井手町から城南衛生管理組合に搬入している可燃ごみ及び不燃ごみの1人1日排出量は幾らか伺います。

②井手町から城南衛生管理組合に搬入しているごみのリサイクル率は幾らか伺います。

③城南衛生管理組合内では、井手町以外の全ての自治体が小型家電用の回収ボックスを設置し、拠点回収を行っています。回収ボックスを設置し、拠点回収すべきと考えますが、どうですか。拠点回収しないのなら、その理由について伺います。

④ノートパソコンが井手町では出せないとしていますが、その理由について伺います。

⑤井手町では、リチウム蓄電池をどのように回収しているのか伺います。

次に、3点目に、JR玉水駅駐輪場の「シニアカー優先駐輪スペース」に

ついて質問します。

駅の東側と西側の駐輪場には自転車やバイクだけでなく「シニアカー優先駐輪スペース」が青色の枠で囲まれ、シニアカーが優先的に駐車できるようになっています。しかし、この優先スペースに自転車やバイクがとめられていて、シニアカーを利用されている方からは、優先的にとめられるよう対策を取ってほしいという要望をお聞きしております。

また、駐輪場の屋根からの雨水を下に流すパイプが破損している箇所があり、水たまりができたり、雨水が垂れ落ちたりしています。

以下、質問いたします。

①シニアカー利用者が優先スペースを安心して利用できるように、今以上に対策を行う必要があると考えますが、町の認識を伺います。

②自転車・バイク等の利用者に優先スペースを強く認識してもらうために、「スペース全面のカラー塗装」、「表示板の設置」、「注意喚起の文書を配布」、「町広報で住民への啓発」等の対策を取るべきではないか伺います。

③誰もが利用しやすい駐輪場にするため、駐輪場のパイプ破損箇所を早急に改修すべきではないか伺います。

以上、明確な答弁を求めます。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは、1点目の一つ目についてお答えいたします。

現在、物価の上昇に賃金が追いついていない状況はもとより、米をはじめ、原材料費の高騰による食料品全般の価格などが値上がりしていることは承知いたしております。このような状況から、後ほど担当課長から具体的に答弁をいたさせますが、令和7年度においても積極的に物価高騰対策に取り組んでいるところであります。もちろん、京都府内においてトップクラスの住民サービスを実施しながら、財政状況についてもトップクラスの健全財政を維持しつつ、各種事業はもとより積極的に物価高騰対策の事業に取り組むことができているのも、地域住民をはじめ、議会のご理解やご協力、そして国や京都府の手厚い支援によるものであると考えております。

ご承知のとおり、様々な事業に取り組む際には財源が不可欠であるのは言

うまでもなく、地域住民の生活向上をはじめ、まちづくりを進めていく上で十分な財政見通しを立てていく必要があります、税金や国・府の財政支援などの歳入面はもちろん、扶助費や人件費、また、ここ数年の大型事業における町債の償還金などの歳出面も見極めつつ、積み立ててきた基金も有効に活用しながら、福祉や教育などを後退させることなく、一步ずつ着実に前進できるよう、各種事業に取り組んでいるところであります。

いずれにいたしましても、今後も「まちの主人公は住民」との認識の下、「豊かな自然と利便性・快適性が共存する新しいまち」の実現に向け、積極的に各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） 二つ目の物価高騰対策につきましては、令和7年度の物価高騰対策として、全ての住民、法人等を対象とした水道料金の基本使用料及び水道メーター使用料、下水道料金の基本使用料の6か月分の全額減免、福祉サービス事業所の光熱費と燃料費を支援する物価高騰対策支援給付金、農業者に対する肥料高騰対策支援給付、物価高騰における消費者支援と地域経済の活性化を図るため、井手町商工会が実施されるプレミアム付き商品券の発行補助をはじめ、今回、井手町商工会からLPガスの利用者に対して、生活支援等のために追加で商品券を発行したいとの要望があったことから、当該補助に必要な予算を本定例会に計上いたしております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 2点目のごみの分別回収及び適正処理についてであります。一つ目の本町から城南衛生管理組合に搬入している可燃ごみ及び不燃ごみの1人1日排出量につきましては、公表されている令和5年度の数値で申し上げますと、町が収集して搬入するもの、個人が搬入するもの及び許可搬入業者が搬入するものを合計したごみを令和5年10月1日時点の人口で割り戻して計算しますと、1人1日当たりの排出量は、可燃ごみについては601グラム、不燃ごみでは133グラムとなります。

二つ目のごみのリサイクル率につきましては、城南衛生管理組合に伺いますと、構成町村別の数値はないとのことですが、組合全体としてのリサイクル率は8.13%であります。

三つ目の小型家電回収用のボックスの設置につきましては、脇本議員の一般質問への答弁で申し上げたとおりであります。

四つ目のノートパソコンが井手町では出せない理由につきましては、個別の問合せが非常に少なかったこともあり、早急に町において回収体制を整える必要性がなかったことによるものであります。

五つ目のリチウムイオン電池をどのように回収しているかにつきましては、販売元等での回収ができない場合は産業環境課の窓口にて回収することになります。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 辻井建設課長。

建設課長(辻井祐介) 3点目のJR玉水駅駐輪場の「シニアカー優先駐輪スペース」についてであります。一つ目の今後の対策につきましては、現在、シニアカー優先駐輪スペースには青色のラインで区画を囲い明示を行うとともに、「シニアカー優先」の貼り紙をしております。最近では、町内に外国の方も多くお住まいであることから、日本語を認識していただけないケースも想定し、分かりやすいイラスト等を利用してまいりたいと考えております。

二つ目の優先スペースの対策方法につきましては、先ほども申し上げましたが、現在青色のラインでの明示及び貼り紙をしておりますが、視認性をよくするための方法について、広告や看板などを取り扱う業者と協議してまいりたいと考えております。

三つ目の雨水排水のパイプの修繕につきましては、破損している箇所は、自転車のペダルなどがぶつかり、破損したと思われますので、修繕を実施するに当たり、同じ事象が生じないように、パイプの素材について、業者に伺っているところであります。

議長(奥田俊夫) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 再質問です。

まず1点目の物価高の件ですけれども、この間、いろんな自治体でこの物価高に対して、今回6月でよその議会を見てもみると、いろいろ対策を新たに打ち出しているんです。簡単に紹介します。これは新聞にも大きく取り上げ

られましたが、亀岡市です。亀岡市は、高校3年生までの子ども1人当たり8,000円分のクーポン券及びお米5キロを配付すると。これは、未来への希望である子どもたちとその家庭を支えることは持続可能なまちづくりにおける重要な施策と位置づけたと、そういうふうに市長は述べております。

それから、近隣の木津川市です。ここは、物価高に対する補正予算で、当初、防犯カメラ事業で予算を組んでいたと。だけど、やっぱりそれをレンタルに変更するなど、そういうことで財源を生み出して、こういうことを取り組もうということで予算に計上されています。一つは、若者支援として、16歳から22歳に対しては読書や学習活動を支援。1人5,000円の図書カードやネットギフトの配布。それから、高齢者の支援として、生活に必要な移動に必要な支援ということで、ガソリン購入やタクシー乗車に利用できる利用券1人2,000円、これは8月末に配布する予定だということで提案されております。それから、井手町もやっているプレミアム商品券。それから、木津川市はコミュニティバスが運行されております。その運賃を9月から12月までは半額にすると。今、二つしか私は紹介しておりませんが、こういう対策を打っているんです。

そこで、再質問になるんですけども、今の物価高から暮らしを守るのは、やっぱりこれは政治の責任だというふうに考えます。井手町には財源があるわけですよ。先ほど言いました財政調整基金も含めてね。それはやっぱり使うときには使わないと駄目だというふうに私は考えます。井手町では何ができるのか、もっと知恵を出していただきたいということを、先ほど町長は答弁されましたけども、まだまだもっとできるのと違うかということで、そのことを伺いたいと思います。

井手町は人口減少が続いています。住民の皆さんが、この厳しい中で井手町は自分たちの暮らしを守るために頑張ってくれていると、そういう認識を持ってもらうことはすごく大事であって、これは前に研修で行った町の方が、自分たちの暮らしや生活は、この行政が守ってくれているんだと、そういう認識をやっぱり町民に持っていただくように、もっと取り組んでいただきたいと思うんです。町から人口流出を止めることや、この町で子育てをしようということにも、それは長期的にはつながります。その辺りについての見解を、今、私、述べましたけども、町長の見解を再度伺いたいと思います。

それと、こういう施策をしているということで、一つ気になったのは、水

道料金の減免ということがありました。先ほどの答弁の中で全町民というふうにたしかおっしゃったとされているんですが、本当に全町民ですか。この水道料金の基本料の減免の恩恵を受けない地域があるでしょう。これまで何回かそういう減免措置を行いました。有王地域の方は水道が通っていないわけですから、下水道もどうやって恩恵を受けるんですか。先ほど答弁で全町民とおっしゃったので、その点について再答弁で伺います。

次に、二つ目、ごみの分別処理についてです。

ごみの分別処理、私も城南衛生管理組合のいろんな資料を見て調べましたが、昨年度、井手町では1人当たり542グラムです。それから、不燃ごみは85グラムという統計が出ています。これ、ずっと遡ってみますと、令和元年度から、これは井手町が一番多いんですよ。量が多い状況が続いていますが、一番多いです。

それから、リサイクル率については、先ほど各自治体の統計資料がないというふうにおっしゃったんですが、城南衛生管理組合がこの間の循環型社会の提言を出しました。その中にはグラフが載っています。そのグラフで見ると、井手町は、リサイクル率は、平成12年、14%で、城南衛生管理組合の中では高かったんです。結構リサイクルされていた。ところが、令和4年には10%になっていて、これはもう下から2番目になっているんです。だから、可燃ごみをたくさん出している。それから、リサイクル率もそんなに高くないんですよ。

そういう状況から言うと、やっぱりこのリサイクル率を上げるなど、そういう観点からすれば、先ほどの可燃ごみ、こういうことをもっと取り組む必要があるし、そういうボックスを設置することは必要だと考えます。他の自治体の状況と言いましたが、他の自治体は全てあります。例えば宇治市だと、もう早くから、この法律ができたところから置いていますので、近隣を調べましたら井手町だけそれをやっていないんですよ。

そこで質問したいんですが、先ほどパソコンもそうですけども、そういう希望がなかったなどというふうに言っているんですけども、実際私聞きました、「パソコンをどうしているか」と。厳しいです、みんなね。そういうものを設置することによって、このごみの問題を少しでも解決できるようにしてほしいと思います。

井手町のホームページで、パソコンの出し方について、メーカーに申し込んでくださいと1行書いてありました。メーカーです。それから、ごみの分け方・出し方のところに、家電リサイクル法で言うテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等と一緒にパソコンが載っていて、パソコンは家電リサイクル法ではないんです。「等」というのが書いてあるんです。だから、パソコンをどう扱うのかということが私は知りたかったわけです。

井手町では、要望がなかったからそれはしない、あまりしていないと言うんですけども、パソコンをどうするかということは、基本的には城南衛生管理組合のいろんなところを見たら、家電リサイクル、小型家電として、ノートパソコンだったら20センチ、40センチだから入れることができるわけですよね。そういうふうになっているので、その認識が違うのではないかとということを伺いたいと思います。

それから、駅の駐輪場の問題です。

先ほど、掲示物を貼るなどということをおっしゃったんです。今も貼ってありますよね。ちょっとぼろぼろになっているんですけどね。それで、ちょっとお聞きしたいんですが、ここの状況、どれくらい占有しているのかという状況はどれくらい把握しておられますか。それをお聞きしたいです。そこにとめている自転車やそんなものがどれくらいあるのか、もしつかんでいたら伺いたいと思います。

まず、そこまで再質問です。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 西島町長。

町長(西島寛道) 私の方は、今の住民の皆様方の生活、大変私は重要だと思うと同時に、未来の住民の皆様方の生活も大変重要だと考えております。

そのような中で、今おっしゃられたように、新たなアイデア等も含め、様々な意見をお聞きしながら、また精査し、その中で選択していく、今後とも、そのようにまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 脇本副町長。

副町長(脇本和弘) 先ほど、各、他の市の例であるとかをお聞かせいただ

きました。その中で、私どもも、今回、担当課長が物価高騰対策の関係で項目として挙げましたけれども、私どもとしては、これまでから、ゼロ歳から18歳までの医療費の無償化であるとか、保育園、小・中学校の給食の無償化、それと、出産応援給付金であるとか子どもの子育ての施策としても、大体試算しますと、成人までで233万円の費用が、補助なりいろいろしていただくことも可能であるということ、物価高騰対策も踏まえるかもしれませんけれども、そういう負担軽減もしておる。

さらに、例えば敬老祝金、これはもう多分井手町しかないと思いますけれども、そういうふうな支給であったり、「IDECA」の運行の支援につきましても本町で実施しておるということで、町単費での住民負担軽減策もやっているということをお伝え差し上げたいと思います。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) 先ほどの私の答弁で、水道料金また上下水道料金の全ての住民というところでございますが、水道料金と下水道料金の減免ということでもありますので、まず前提として、水道を契約され、また下水道の接続をされ、ご利用されている方を前提といたしております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 奥山産業環境課長。

産業環境課長(奥山英高) 先ほどのごみの分別回収に伴うノートパソコンの認識の件でございますけれども、こちらについては、ホームページの方は、パソコンのブラウン管等を想定していたのか、一度確認をさせていただきたいと思っております。

脇本議員の一般質問への答弁でも申し上げましたとおり、小型家電を含まりリチウム蓄電池等の拠点回収については、対応について検討していくということでお答えさせていただいております。議員ご指摘のノートパソコンにつきましても小型家電に含まれることになるかと思っておりますので、その中で検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 優先スペースの占有率の関係ですけども、ご質問いただいてから、私3回ほど現場を見に行きまして、西側の駐輪場については優先スペースが1区画分あるんですけど、そこについては3回とも自転車やバイクがとまっていた。東側は2区画スペースがありまして、1回は何もとまっていない状態。あと残り2回は、全部が埋まっていたわけではないんですけど、バイクがとまっていたり自転車がとまっていたりというのがありました。

以上です。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 再質問です。

有王の水道のことをお伺いしたんですが、そうすると、これ、ずっとこの間も減免をやってきていて、有王の方にはその恩恵がないということなんです。これはやっぱり住民、そこに住んでおられる方からすれば、水道がついていない、町も引く気もないでしょう。それで恩恵が受けられないというのは、これは西島町長が前も行政不公平感があったら駄目だと。そういうことですから、ここはやっぱり何らかの違う形での恩恵をすべきではないかというふうに思いますが、その点について伺いたいのと、有王の方にいろいろ聞いてみますと、道路がよく工事になるわけですよ、府道ずっとで和束へ抜ける。そうすると、遠回りして帰るわけですね。そのこともおっしゃっていました。もう本当にガソリン代が高かったということで。だから、そういう地域に住んでおられる方の状況をもっとしっかりつかんでいただきたいということが1点。それは要望ですし、何らかの対応をしていただきたいというのが1点です。それはどうでしょうか。

それから、シニアカーの駐輪スペース、3回行ったということなんですが、私も質問するので、いろいろ調べました。連休明けの5月8日から6月10日まで約1か月間、朝は一応毎日、6時ぐらいです。それからあと不定期に昼、夕方と行ったんですが、台数で言いますと、その間、昨日まで、西の駐車場は延べ自転車13台、バイク5台がとまっていました。それが、東は自転車17台、バイク2台です。特徴があるんです。同じ人がとめているんで

す。バイクは特にそうでした。東の駐車場で言うと、1か月のうち7日間、同じ人がずっととめているんです。これは乗って帰ってもいいです。自転車の位置も変わっていないから、ずっととめておられるんですね。それは、先ほど外国の方という話もあったんですが、外国の方だと私も思います。名前のシールが貼ってあるんです。そういうシールが貼ってある自転車が何台かあって、同じ企業に勤めている人が貸与されているのか分かりませんが、そういう自転車です。

だから、外国の方の対応も必要だと思うんですが、根本的に解決するためには、先ほどおっしゃったのは全体への啓発ではないですか。ここは駐輪場だ、ここはとめては駄目だと掲示している、それは全体への指導です。学校で言ったら指導ですよ。指導で言うと、やっぱり個別指導が要るんですよ。ですから、ちょっと手間がかかるか分かりませんが、同じような方がずっととめておられる、それを解決しようと思えば、例えば紙をかごに入れておくなど、ここはそういう場所ですという、そういうことを一方ではやらないと、全体的な啓発だけでは無理だと思いますが、先ほどこの中に言いました、注意を喚起する、そういうことをやっていただけないでしょうか。それを伺いたいと思います。

それから、リサイクルの件ですけども、ホームページには3点書いてあります。業者、買ったところや、メーカー。それともう一つは、そういう公的な組織がありますね。その組織にきなさい、全部これ、書いてあるんですけども、ちょっとやっぱり住民の方にはハードルが高いなと思います。

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員、20分。

2番（谷田健治） はい。では、以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） ただいまのご質問、まず、先ほども言わせてもらったように、区画の明示を今より分かりやすくすることで、利用状況の様子を見たいと思います。ずっととまっている自転車等があれば、例えば協力をお願いしますなどビラを入れたりというのも含めて、今後考えていきたいと思えます。

議長（奥田俊夫） この際、暫時休憩します。40分まで。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時40分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き再開します。

次に、小割直彦議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4番（小割直彦） 議長より発言の許可を頂きましたので、通告に基づき、一般質問させていただきます。

質問要旨としまして、河川敷の有効利用についてということで、現在本町では、消防団の水防訓練の際やゲートボール場として、木津川の河川敷を一時的に使用されています。

河川敷には、河川の水量が増加した際に水を一時的にためる機能や洪水の被害を軽減する水害防止の役割がありますが、河川の適正な利用・保全を図るために国や都道府県が管理しており、使用する際には河川管理者の許可が必要になっています。

一方、本町においては、町域の約7割が山林で平地も少ないことから、河川敷地の問題や安全性の確保は十分必要ですが、河川敷を有効に利用できれば、憩いやイベントの場など、町にとって貴重な「資源」になるのではないかと思います。

全国での河川空間の活用例を見ましても、グラウンドや運動公園等として整備し、地元のスポーツ団体や児童・生徒が利用される例が挙げられ、子どもたちに充実した環境を提供されています。本町は、木津川の河川敷に面し、近隣からアクセスしやすい立地となっていることから、例えば、子育て支援やスポーツ振興、まちづくりの一環として河川敷を利活用するための方法を何か検討できないかと考えます。

そこで、次のことについてお尋ねします。

①合藪ポンプ場近くのゲートボール場は、現在使用頻度が低いように見受けられますが、引き続きゲートボール場として使用される予定か。

②子どもや若者世代をはじめとする住民向けに、河川敷を子どもの遊び場やスポーツ、イベントのための広場などに利活用できないのか。

③全国では、「河川空間のオープン化」によって、イベント等で河川敷地を有効活用されている例があるようですが、本町ではどのように考えておられるのか。

以上、質問します。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 小割議員のご質問にお答えいたします。

河川敷の有効利用についてであります。一つ目のゲートボール場につきましては、当該ゲートボール場は、スポーツ・レクリエーション活動を通じて高齢者の方の健康増進や社会参加を促し、心身の健康と福祉の増進を図ることを目的として、河川敷を管理している国土交通省近畿地方整備局から、ゲートボール場として使用するための占用許可を受けて設置しております。現在も定期的に練習に使われており、引き続きゲートボール場として使用するものと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 二つ目の河川敷を子どもの遊び場やスポーツ、イベントのための広場などに利活用できないかにつきましては、まず、本町の広場や公園の状況については、有王グラウンド、新四郎山グラウンドを設置しているほか、町内に16か所の都市公園があり、そのうち「玉川さくら公園」や「谷川ホテル公園」については、京都府の管理河川である一級河川玉川や南谷川の河川敷を一部活用した公園であり、維持管理は町が行っております。

議員ご指摘の木津川河川敷を利用したグラウンドや公園につきましては、河川区域内であるため、大雨等で河川水位が上昇し、施設が浸水した場合にはその都度に補修や清掃が必要になるほか、トイレや倉庫等の設置にも制約があり、維持管理に係る手間や経費が余計にかかるものと認識しております。現時点では具体的な計画はありませんが、整備に当たっては、まずは河川管理者の許可が得られるかを十分調整した上で、住民のニーズや活用方法、維持管理方法等も含め、慎重な判断が必要であると考えております。

三つ目のイベント等での河川敷の有効活用につきましては、現状では消防団による水防訓練の会場として利用しているほか、ゲートボール場は一部河川敷の占用許可を得て利用しております。また、木津川の右岸側の堤防は国道24号として供用されておりますが、自歩道がない状態でありますので、従前から、自転車や歩行者が利用できる「サイクリングロード」としても利

用できる河川管理用通路の整備を国に要望しているところであります。

その他の活用方法については、現在のところ、国も本町においても具体的な計画はありませんが、河川敷地は貴重な水辺のオープンスペースでもありますので、本町にとって有効な活用方法の可能性について、国の協力も得ながら、活用事例に関する情報収集を行ってまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4番（小割直彦） 1点だけ質問させていただきます。

何回かほかの議員の方も質問されていると思いますけども、さくらまつりの期間だけでも、駐車場が少ないというご意見もあると思うんですが、今、ゲートボール場の利用頻度がグラウンドゴルフに負けているというか、グラウンドゴルフに移行されているので、ゲートボール場としてなかなか利用されていない気がするんです。ですので、例えばその期間だけでもさくらまつりの駐車場として開放できないかどうかお伺いします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） ただいまのご質問、ゲートボールをされているゲートボール協会に、そういうことができないかどうか、可能かどうかを調整したいと思います。

以上です。

議長（奥田俊夫） 再質問ございますか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4番（小割直彦） 質問ではございませんが、要望ですけども、河川法というのがあるかと思うんですけども、その占用許可を得る枠組みを今後整えてほしいということで、国土交通省、京都府の河川管理者との連携をしていただいて整備していただいたら、町民の健康のため、福祉のためということであれば占用料の免除等が減額されるというふうにも聞いておりますし、まずはそういう占用許可を取って、コストのかかる施設ではなく、例えば芝生の整備であったりベンチ等、それから仮設トイレなど、そういうことも実現をしていけば、段階を踏んでいけばそういう可能性が高くなりますし、町

民参加型というので整備していくということで許可を得て行ってほしいと思いますし、防災避難、避難機能の両立をしていくためにも河川敷利用が有効ではないかと思っておりますので、一日でも早く住民のため、子どものために、そういうことを早く提供してほしいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9番（岡田久雄） 事前に通告しておりました、大きく3点について質問をさせていただきます。

まず1点目に、玉川堤の桜とヤマブキの保全について質問をいたします。

井堤保勝会の資料を見ておりますと、本町の貴重な観光資源の一つである玉川堤の桜とヤマブキは、昭和39年から昭和58年にかけて植樹されたと記録されております。桜については、植樹から60年以上が経過していますが、今年もヤマブキとともに美しい花を咲かせ、多くの住民や観光客の目を楽しませてくれました。

現在、井堤保勝会では、毎月第4土曜日に玉川堤のごみ拾いや草刈りを行っているほか、危険のない範囲で枯れた桜の枝を切るなどの維持管理もしており、令和4年度から令和7年度の4年間は、町のふるさと納税を活用して、枯れた桜の木の伐採や枝の剪定を行う「玉川の桜保全管理事業」に補助を受けながら、一定の成果を上げることができています。

しかし、会員の高齢化の問題に加え、年々桜が古木になっていることから、今後維持管理を続けることに会員が限界を感じており、大変困っているのが現状であります。

そこで、次のことについて質問をいたします。

①今年のさくらまつりには、来町者は何人程度来られたのか。

②玉川の桜の現状について、町としてどのような認識をお持ちか。

③本町の貴重な観光資源である玉川堤の桜とヤマブキの今後の保全活動支援について、どのように考えておられるのか。

④府内でも多くの河川に桜が植樹されており、京都府と各自治体とが連携を図り、管理されているのではないかと思います。京都府との連携など、本町における現状をお聞きします。

⑤今後、玉川堤の桜について、例えば、仮称「玉川さくら保全検討委員会」のような委員会を立ち上げ、検討していく必要があるのではないかと思います。本町の考えをお聞かせください。

次に、小中学校の大阪・関西万博体験支援事業について質問をいたします。

大阪・関西万博が「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、2025年4月13日から10月13日までの184日間、大阪市の「夢洲」で開催されています。今回の万博は1970年の大阪万博から55年ぶりの開催となり、「いのち」をテーマに、一人一人が望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できる社会の実現と、国連が掲げる2030年までのSDGs達成に向けたプラットフォームとなることを目指すもので、次世代を担う子どもたちにとって絶好の学びの場になることから、本町でも万博体験事業関係の経費が令和7年度の当初予算に計上されています。しかし、中には、熱中症対策や迷子など、職員が引率する難しさや安全面への配慮から、参加を見送られる学校も出ています。

そこで、本町の児童・生徒が万博に安全に参加できるよう、次のことについて質問をいたします。

①本町では、小中学生はどのような日程で参加をされるのか。

②当日引率される教職員の体制は。また、会場の下見は事前に十分行われると思いますが、どのような点にポイントを置かれているのか。

③参加費用は京都府の支援事業による無料招待ですが、安全対策を示すなど、保護者説明会は開催される予定はあるのか。

④熱中症対策として、参加する児童・生徒にネッククーラーやクールター等、暑さ対策のためのグッズを配布してはと思いますが、本町の考えをお聞きいたします。

次に、AEDケース内への三角巾の配備について質問します。

京都大学等の研究グループによると、全国の学校構内で心肺停止になった子どもについて、救急隊が到着する前にAEDパッドが装着されたか調査したところ、小中学生では男女に明らかな差はありませんでしたが、高校生では、男子生徒に比べ、女子生徒のAEDパッド装着率が30%近く低かったことが明らかになっています。これは、女性が倒れた場合、素肌を出してAEDを使うことに一定の抵抗感があり、AEDの使用率に男女差が生じているのではないかと分析されています。しかし、三角巾などの布を広げて体に

かけ、素肌を隠すことでA E D使用時にプライバシーを保護できることから、近年、A E Dケース内に三角巾と使用方法に関するリーフレットを配備する自治体が増えてきています。

本町においても、町内に設置してあるA E Dをためらわずに使用してもらえるよう、三角巾とリーフレットをA E D内に配備してはどうかと考えますが、本町の考えをお聞きいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の玉川堤の桜とヤマブキの保全についてであります。一つ目の今年のさくらまつりの来場者数につきましては、約4万1,300人の方にご来場いただいたところでございます。

二つ目の玉川の桜の現状につきましては、植樹から60年以上経過している桜もあることから、本町といたしましても、重要な観光資源として維持するために、桜の木の保全はもとより、適切な管理をしていくことが必要であると考えております。

三つ目の玉川堤の桜とヤマブキの今後の保全活動につきましては、ふるさと納税を活用した「玉川の桜保全管理事業」として、井堤保勝会に対して、桜の枯れ枝剪定や、危険木、支障木の伐採などの費用の支援を行ってきたところであります。

また、ヤマブキの保全活動については、地元の関係団体により、玉川堤に約4,200株のヤマブキが植樹されておりますが、京都府の管理河川であり、河川の敷地に植樹する際には適正な維持管理をしなければならないことから、道路上の通行に支障があるところ等については、必要に応じ、剪定等の作業を実施しているところでありまして、今後も保全活動への支援を維持してまいりたいと考えております。

四つ目の京都府との連携などによる本町の現状につきましては、京都府においては、夏季とさくらまつりの実施前の年に2回、玉川ののり面の除草と河床のしゅんせつを実施していただいております。また、本町においても、必要に応じ、除草作業を発注する予定としておりまして、玉川堤の保全によ

り一層努めてまいりたいと考えております。

五つ目の桜を保全するための委員会の立ち上げにつきましては、現在、井堤保勝会などの地元関係団体と連携し、保全活動の取組を実施しているところではありますが、町の観光資源として桜を保全するに当たり、樹木医の専門的な知見等を伺いながら、河川法や府条例などの規制等も確認しながら、議員ご指摘の委員会でどのような議論や協議ができるかも踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 北川学校教育課参事。

学校教育課参事(北川拓男) 2点目の小中学校の大阪・関西万博体験支援事業についてであります。一つ目の小中学校の参加日程につきましては、3校とも9月30日に参加する予定としております。

二つ目の引率教職員の体制、また会場の下見のポイントにつきましては、学校責任者や各学級の担任はもとより、より多くの教職員による引率を計画しております。下見についても、一人でも多くの教員が安全面に配慮した引率ができるよう、学校の夏季休業期間中の実施を予定しております。会場下見のポイントとして重点的に、会場内における児童・生徒の動線、昼食場所、給水場所、医務室、休憩所やトイレ等の状況把握を考えております。

三つ目の保護者説明会につきましては、これまでから宿泊を伴わない校外学習については保護者説明会の実施はしておりませんので、他の校外学習と同様の取扱いにて対応してまいりたいと考えております。

四つ目の暑さ対策としてのグッズ配付につきましては、現在各校において、日常の熱中症対策としてのクールタオルの配付等を検討されているところがあります。なお、各校とも、日常から熱中症に十分注意しながら学校生活を送っており、さらに、万博などの校外学習においても、会場等の状況はもとより、その時々々の気候、気温や児童・生徒の体調なども十分に把握をしながら、安全な実施に向けた熱中症対策に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長(菱本嘉昭) 3点目のAEDケース内への三角巾の配備についてであります。まず本町では、現在、公共施設の14か所にAEDを整備しております。心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失っ

た状態になった場合、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器であり、地域住民の方々でも容易に応急処置ができるよう、音声メッセージを聞きながら安全に操作ができるようになっております。

議員ご指摘のように、AEDパッドは直接体に貼ることから、使用する側もされる側も一定の抵抗感があるものと考えられます。したがって、救命を考えますと、一刻も早く使用することが大変重要でありますので、処置される方のプライバシーも守りつつ、また、使用方法に関するリーフレットが配備されていれば、ちゅうちょすることなくAEDを使用していただけると考えておりますので、三角巾及びリーフレットを全てのAEDケースに配備してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9番（岡田久雄） 1点お聞きすると、あとまた要望させていただきたいと思えます。

まず、万博の件ですけれども、これはバスで行かれるんですか。何台バスで行かれるのか、集合はどこにされるのか、何時頃から出られて何時頃に帰ってこられる予定なのかお聞きさせていただきたいと思えます。

あとは要望になるんですけれども、玉川堤の桜とヤマブキの保全についてですけれども、井手町の貴重な観光資源の一つである玉川堤の桜とヤマブキの保全に本町の温かいご支援を頂いていることに感謝、お礼申し上げたいと思えます。これからも、住民と行政が力を合わせてしっかり守っていかなければならないと思っておりますので、どうかご支援のほど、よろしくお願ひしたいと思えます。

それと、AEDケース内の三角巾の配備の件で、大変前向きに検討いただきましてありがとうございます。AEDによる電気ショックが1分遅れるごとに救命率は10%低下するとも言われておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思えます。

これをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 北川学校教育課参事。

学校教育課参事（北川拓男） ご質問のありました件でございますが、まず

万博について、行く交通手段は3校ともバスであります。台数につきましては、3校全て合わせて11台を予定しております。バスの発着場所については、多賀小学校については山城多賀駅のロータリー付近、井手小学校と泉ヶ丘中学校につきましては、今のところ泉ヶ丘中学校のグラウンドから出発をする予定であります。出発時間につきましては、通常どおり登校しての出発を想定しておりますので、9時前くらいを想定しております。帰ってくる時間については、今、各校で協議中であります。

以上です。

議長（奥田俊夫） この際、暫時休憩します。13時40分から。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時40分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き再開します。

田中保美議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

5番（田中保美） 5番、田中保美です。

それでは、私の方から、通告いたしました2点について質問させていただきます。

まず1点目ではありますが、本町小中学校における運動能力向上に向けた取組についてであります。

令和4年6月定例会の一般質問でも取り上げましたが、コロナ禍であった数年間、本町の小中学校においては体育行事が開催できず、体育の学習時間も思うように確保できない状況にあったことから、全体的に見て、3校共に多くの学年で運動能力の低下が見られたとの答弁がありました。しかし、現在では体育の学習時間も確保され、様々な運動種目の授業が制限なく行われるようになったことから、コロナ禍に比べると、運動能力も向上してきたのではないかと思います。

そこで、次のことについて質問します。

①直近での児童・生徒の「新体力テスト」の結果はどうだったのか。また、コロナ禍に比べて児童・生徒の運動能力は向上しているのか。

②コロナ禍前後を比較して、児童・生徒にとって課題が見られた運動能力向上に向けて、体育の授業など、何か工夫されている取組はあるのか。

そして、2点目であります。放課後児童クラブの安心・安全な運営についてであります。

「放課後児童クラブ」は、仕事や家庭の都合などで保護者が昼間不在となる子どもたちに居場所を提供し、心身の健全な育成を図るために非常に重要だと考えますが、現在、府内の自治体でも慢性的な支援員の不足や高齢化、場所の確保などから、その運営を民間へ委託されているケースがあるとお聞きします。

そこで、次のことについて質問します。

①現在、井手町放課後児童クラブでは、支援員の不足や高齢化などの問題は出ていないのか。

②安心・安全な運営のために町として工夫されている点は。

③本町では、民間への委託等は考えておられるのか。

以上の質問の回答をよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 北川学校教育課参事。

学校教育課参事（北川拓男） 田中保美議員の質問にお答えします。

1点目の本町小中学校における運動能力向上に向けた取組であります。一つ目の直近の「新体力テスト」の結果につきましては、小学校5年生と中学校2年生が対象の令和6年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によりますと、新体力テスト実施全種目の合計を示す体力合計点において、全国と比べ、小学5年生男子・女子がやや低い水準、中学2年生男子が同程度、中学2年生女子が高い水準という結果でありました。

また、コロナ禍との比較として、令和3年度と令和6年度の町内小・中学校の体力合計点の平均点を比較しますと、小学校5年生と中学校2年生共に男子は向上しておりますが、女子はほぼ横ばいという結果でありました。

二つ目の運動能力向上に向けた工夫につきましては、課題のあった長座体前屈を含めた総合的な運動能力の向上を目指し、授業の中にサーキットトレーニングなどを実施するとともに、体育嫌いにさせないように、楽しみながら積極的に運動できる授業の工夫を行っております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） 2点目の放課後児童クラブの安心・安全な運営についてであります。一つ目の支援員不足や高齢化などの問題は出ていないかにつきましては、放課後児童クラブの支援員等の数は4月1日現在15名であり、そのうち、20代が2名、30代が1名、40代が3名、50代が5名、60歳以上が4名であります。

現在、放課後児童クラブに登録されている児童の数は68名であり、4月に利用された1日当たりの児童数は、井手小放課後児童クラブが約27名、多賀小放課後児童クラブが8名であります。

なお、運営基準において、児童の定員40名に対して支援員等は2名が必要となっており、井手小・多賀小放課後児童クラブ共に問題は出ていない状況であります。

二つ目の安心・安全な運営のために町として工夫されている点につきましては、より丁寧な支援ができるよう、運営基準以上の2名から4名体制で支援員等のシフトを組みながら運営しているところであります。また、支援員等に対し、地震、火災、不審者情報等の発生時の指導員マニュアルを作成し、有事の際、迅速な対応ができるよう徹底を図るとともに、スキルアップのための研修会への参加をはじめ、小学校とも児童の状況などについて日常的に連携をしながら、安心・安全な運営に努めているところであります。

三つ目の民間への委託等の考えにつきましては、支援員不足や高齢化などの問題がないことや、支援員等と小学校とが連携しながら円滑に運営ができていることから、現在のところ、委託等の必要はないものと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

5番（田中保美） 要望としてですが、一つ目の小・中学校における運動能力向上についてですが、これからも体育の授業を工夫しながら、運動能力向上に向けた取組をよろしくお願ひしたいと思います。

二つ目の放課後児童クラブについては、支援員さんのさらなる資質向上を目指して、安心・安全な運営をよろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 木村健太議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

1 番（木村健太） 1 番、木村健太です。

通告に基づきまして、私から 1 点質問させていただきます。

職員駐車場と連絡通路の活用について。

玉川は、「日本の六玉川」の一つとして、「平成の名水百選」に選ばれ、四季折々の姿を見せる清流です。玉川では、今年の春も「さくらまつり」が開催され、大変多くの方々に玉川堤の桜並木を鑑賞していただきました。また、初夏には蛍が川辺を舞い、町内外を問わず、多くの方々が蛍の観賞にも訪れます。

その玉川堤から役場庁舎の間に、この春、連絡通路が完成いたしました。役場職員の皆さんが、日々この通路を職員駐車場との行き来にご利用されていることに加え、今年の「さくらまつり」期間中は、イベント等の取組の効果もあり、住民の方や来町者の方など、たくさんの方々が往來があったとお聞きしています。

今後整備される国道 24 号城陽井手木津川バイパスを縦の軸として、役場庁舎も含めて、玉川上流の「まちづくりセンター椿坂」や、今年度、東屋が整備される予定の「椿坂公園」、「テオテラスいで」などの交流拠点をうまく活用した「周遊ルート」が設定できれば、本町の豊かな自然に魅力を感じていただける特色のあるエリアとして注目していただけるのではないかと思います。

そこで質問します。

①連絡通路の両側は、国道バイパスに近接するためか、現在のところ、未整備のように見受けられますが、今後、整備を行う予定はあるのか。

②通路両側の草刈りや通路の清掃などはどういった頻度で行われ、維持管理はどこの所管となるのか。

③「さくらまつり」期間中は、「テオテラスいで」の方々に通路の足元を照らすための「ソーラーフットライト」を臨時で設置していただいたとお聞きします。職員や住民、また来町者の安全のため、今後、連絡通路に手すりや足元を照らすためのライトを取り付ける考えは。

④この連絡通路を利用して、「さくらまつり」期間中だけでも職員駐車場を臨時駐車場として利用してはどうかと思いますが、本町の考えをお伺いします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 木村健太議員のご質問にお答えします。

職員駐車場と連絡通路の活用についてであります。一つ目の連絡通路両側の今後の整備予定につきましては、議員ご指摘の連絡通路は本年3月に整備が完了し、「町道21-07号線」として供用しております。

当該通路及び両側については、国によって現在事業中の国道24号バイパスのルート上に当たることから、将来のバイパス工事に合わせた構造等に改良する必要があるため、工事着手時期までの間は現在の状態のまま供用してまいりたいと考えております。

今後は、国道バイパスの工事進捗を踏まえ、町道の部分的な付け替えや国道からのアクセス方法等の構造協議を国と行い、町として必要となる整備を行っていくこととなります。

二つ目の草刈りや通路の清掃などはこういった頻度で行われ、維持管理はどこの所管になるのかにつきましては、まず、当該町道の維持管理の所管は建設課でありまして、草刈りや道路の清掃などは、他の町道と同様に年1回、町内業者に発注し、実施することとしております。

三つ目の手すりやライトの設置につきましては、手すりの設置については、先ほど谷田利一議員のご質問にお答えしたとおり、今後設置する方向で構造や設置場所を検討してまいりたいと考えております。夜間のライトについては、太陽光による蓄電池式の防犯灯を設置済みであり、通常はこの照明で対応できるものと考えておりますが、「さくらまつり」などのイベント期間中につきましては、主催者とも調整しながら、個別に検討してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） 四つ目の「さくらまつり」期間中における職員駐車場の臨時駐車場としての利用につきましては、谷田利一議員の一般質問への答弁で申し上げましたとおり、井手町さくらまつりの実施に当たっては、さくらまつり実行委員会にて決定されているところでありまして、周辺道路の渋滞や事故等も考慮し、公共交通機関での来場をお願いしているところで

あります。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

1 番（木村健太） 私の方から、再質問ではなく要望としてなんですが、まずは本年3月に連絡通路整備が完了して間もなく手すりの設置を検討いただき、ありがとうございます。この通路を利用されるお年寄りや小さなお子さんへの配慮、または安全性確保や利便性向上にもつながり、利用者は大変喜ばれることと思います。夜間のライト設置につきましては、イベント期間中の週末、「テオテラスいで」では夜間も営業されていたことから、暗くなつてからも連絡通路を利用された方々がおられたと聞いておりますので、さくらまつりの主催者とも十分に調整いただきながら、前向きな検討をよろしくお願いいたします。

また、草刈りや連絡通路の清掃につきましては、先ほど、ほかの町道と同様、年に一度とお答えいただきましたが、さくらまつり期間中は町内外の来場者も大変多かったとお聞きしておりますので、今後も、交流拠点である「まちづくりセンター椿坂」や「テオテラスいで」の周遊ルートとして連絡通路を利用される方が気持ちよく利用することができるよう、適切な維持管理をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3 番（鎌田隆宏） 3 番、鎌田隆宏です。

通告に基づきまして、私の方から2点質問させていただきます。

農業振興地域の整備についてです。

役場が移転して2年近くがたち、早期完成が待たれる国道24号城陽井手木津川バイパスの整備とともに、山吹ふれあいセンターや「テオテラスいで」とも連携しながら、これから役場周辺を新たなまちの中心として、本町のまちづくりが進んでいくものと大変期待しています。また、現在、新たな住宅などの開発候補地の検討や、今後のまちづくりの方針となる都市計画マスタープランの改定作業も進められています。

バイパスが通る上井手地区や新庁舎周辺一帯は農業振興地域であり、民間

事業者などによる土地の乱開発などを防止する区域になっています。そのため、この区域におけるまちづくりにおいては、農地所有者が主体となり、土地整備を進め、農業者を含め、地域住民と行政とが一体となり、本町の将来像としてふさわしい計画や方針を策定した上で事業を実施していくことが必要ではないかと考えます。

そこで、次のことについてお聞きします。

①農地を含む新庁舎周辺の今後のまちづくりについて、どのような計画や方針を持っておられるのか。

②令和6年度からの2か年で実施される都市計画マスタープランの改定作業の進捗状況は。また、計画に住民の意見を反映させるための手法は何か取られるのか。

大きく2点目です。増加する「放置林」について。

今年3月の新聞に、親が亡くなるなどして、山林の相続で戸惑う人が増えている。このままでは、所有者不明で「放置林」が増えるおそれがあるとの記事が掲載されていました。

「放置林」とは、管理が行き届かず、放置された森林のことを指しますが、この「放置林」の問題は日本全国で深刻化しており、環境や森林保全の問題、さらには有害鳥獣の被害や災害の原因にもつながっています。

なお、山林を適切に管理するためにも相続は必要ですが、相続を行うには、山林の境界を確定し、所有者を特定した上で登記が必要となるため、代々の相続人や境界確定が曖昧なままだと隣の所有者との立会いができないなど、境界確定のための測量作業には大変な手間がかかるそうです。

そこで、次のことについてお聞きします。

①所有者の把握など、「放置林」の対策について、町として何かできることはないのか。

②宅地や農地、林地などの地籍調査の進捗率は全国で京都府が最も低いとのことですが、本町の進捗状況は。

③相続した山林などの土地を手放したいときに、法務局を窓口とし、国に引き渡すことができる「相続土地国庫帰属制度」が令和5年4月から開始されたと聞きますが、本町ではその制度を住民に周知されておられるのか。また、これまでにそういった相談は町にあったのか、お願いします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） 鎌田議員のご質問にお答えします。

1点目の農業振興地域の整備についてであります。一つ目の農地を含む新庁舎周辺の今後のまちづくりにつきましては、本町の総合計画及び現行の都市計画マスタープランでは、現在、国土交通省により事業を進めていただいております「国道24号城陽井手木津川バイパス」周辺に住宅地を中心とした土地利用を誘導していくことを位置づけており、今回のマスタープランの改定では幅広く住民や各種団体のご意見を伺うこととしておりますが、大きな方向転換はないものと考えております。

新庁舎周辺は市街化調整区域及び農業振興地域内の農用地区域（いわゆる農振農用地）に指定されており、優良農地が多く存在しているエリアでもあります。まちづくりに当たっては、本町の農業振興地域整備計画との整合を図る必要があります。農業委員会をはじめ、土地改良区や水利組合などの関係団体と十分調整を図りながら検討を進めていく必要があると考えております。

二つ目の都市計画マスタープラン改定作業の進捗状況と住民の意見を反映させるための手法につきましては、マスタープランの改定業務は令和6年度から2か年をかけて実施することとしており、昨年度は、本町の現状分析や、前計画に掲げた土地利用方針の達成状況の確認を行うとともに、町内在住の16歳以上の男女約1,000人を対象に住民アンケート調査を実施してきたところであります。

今年度は、住民代表が参加するワークショップにおいて、さらにご意見を頂くこととしており、併せて、大学教授や商工会、社会福祉協議会、学校長等の委員から成る「まちづくり計画策定委員会」を複数回開催し、幅広い観点からの意見を伺いながら中間案を取りまとめていきたいと考えております。

この中間案を町議会へ報告した後、パブリックコメントの実施により、広く住民の意見を募る予定としており、その後に都市計画審議会にて審議していただき、計画を決定していくこととなります。

2点目の増加する「放置林」についてであります。二つ目の地籍調査の進捗率につきましては、本町では、平成31年度より地籍調査事業を実施しておりまして、町面積18.04平方キロメートルから国有林野、公有水面等を除いた調査範囲15.09平方キロメートルのうち、完了済み面積が0.

6.2平方キロメートルであり、率にして約4%であります。

三つ目の相続土地国庫帰属制度につきましては、本町においては特に周知はしておりませんが、これまで相談実績が数件あり、その際には制度の概要説明を行うとともに、事前相談や、申請の窓口であります京都地方法務局をご案内しているところであります。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 奥山産業環境課長。

産業環境課長(奥山英高) 一つ目の放置林対策につきましては、国により平成31年4月から施行された森林経営管理法において、森林所有者は、自身が所有・管理する森林について、適切な管理を行うことが明確化されてきたところであります。また、それに伴い、森林所有者が自身で適正に管理できない場合に、市町村が所有者の意向を確認した上で市町村が代わりに森林経営を実施することができるよう森林経営管理制度が創設されており、本町もその制度にのっとり森林整備事業を進めているところであります。

議長(奥田俊夫) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 鎌田隆宏議員。

3番(鎌田隆宏) 要望です。

地籍調査は、災害復旧の迅速化、土地の境界紛争の防止、公共事業の円滑化、課税の適正化など、土地所有者の財産を守り、土地の有効活用を促進するものであり、重要な調査です。境界確定には、立会いなど、もめることもあると聞きますが、少しでも調査が進むことを要望して質問を終わります。

議長(奥田俊夫) これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。席替えです。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

議長(奥田俊夫) 休憩前に引き続き再開します。

次に、日程第5、報告第2号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 木田税務課長。

理事(木田ゆかり) それでは、報告第2号、専決処分の報告についてご説

明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

井手町税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正をしたものであります。

それでは、3ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数1,795ページ、第55条、固定資産税の非課税の適用についての規定でありまして、地方税法等の改正に伴い、引用条文の項を改める条文の整備であります。

4ページをご覧ください。例規ページ数1,807ページ、第81条、種別割の税率の規定でありまして、地方税法等の改正に伴い、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正であります。

5ページをご覧ください。例規ページ数1,809ページ、第88条、種別割の減免の規定でありまして、地方税法等の改正に伴い、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備であります。

その下、第89条、身体障害者等に対する種別割の減免の規定でありまして、道路交通法の改正に伴い、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備であります。

7ページをご覧ください。例規ページ数1,832ページ、附則であります。附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の規定でありまして、法改正に伴い、引用条文の項を繰り上げる条文の整備であります。

8ページをご覧ください。例規ページ数1,833ページ、附則第10条

の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定でありまして、法改正に伴い、今回新たに第14項に大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額について、管理組合の管理者等からの申告の規定を追加するとともに、以降の項の改正につきましても、第14項追加に伴う項を繰り下げる条文の整備であります。

それでは、2ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1条、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

次に、第2条から第3条につきましても、経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第2号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第2号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

次に、日程第6、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　木田税務課長。

理事（木田ゆかり）　それでは、報告第3号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記といたしまして、井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

1枚めくっていただきまして、専決処分書であります。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正をしたものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町都市計画税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数1,973・3ページ、附則であります。旧の附則第4項、法附則第15条第37項の条例で定める割合から、旧の附則第6項、法附則第15条第42項の条例で定める割合の規定につきましては、地方税法等の改正に伴い、見出しを含み、引用条文の項を繰り上げる条文の整備であります。旧の附則第17項、市街化区域農地に対する都市計画税の特例の規定につきましては、地方税法等の改正に伴い、引用条文の項を繰り上げる条文の整備であります。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則であります。

第1項、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和7年4月1日から施行する。

次に、第2項につきましては経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第3号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第3号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

次に、日程第7、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) それでは、報告第4号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

次のページをご覧ください。専決処分書であります。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律に伴い、所要の改正を行ったものであります。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数1,977ページ、第2条、課税額の規定でありまして、地方税法の一部改正に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額について改めるものであります。

次に、例規ページ数1,983ページ、第23条、国民健康保険税の減額の規定でありまして、地方税法の一部改正に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を改め、3ページの第2号の5割軽減と第3号の2割軽減の減額措置に係る軽減判定所得の基準額を改めるものであります。

それでは、1 ページに戻っていただきまして、附則であります。

1 項、施行期日の規定であります。この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 項、適用区分の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　谷田健治議員。

2 番（谷田健治）　　質問です。

この改正そのものが目指しているといいますか、この改正することは、どういうことが実際いいのか。いって分かりますかね、改正することによってどういう効果があるのか、それに概要を含めて伺います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）　　今回改正される効果ですけれども、この限度額の引上げというのは、高所得層にも応分の負担を求めるということで、負担感が重いと言われる中間所得層の負担上昇をできる限り緩和することが狙いということでございます。

あと、軽減判定のことにしましては、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないように、軽減判定所得基準額を引き上げるものということでございます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　谷田健治議員。

2 番（谷田健治）　　今の話は分かりました。

あと、質問ですけれども、高所得層について、これを見てみると、2 万円と 1 万円、合計 3 万円高く賦課限度額が上がるわけですね。そういう影響を受ける方、井手町で今回これが通ったとき、何世帯で幾らの影響額があるのか。

それからもう一つ、低所得層の方に対するところで、これも同じく何世帯、

5割と2割、7割はそのままというふうに先ほどの説明であるんですが、5割軽減は何世帯で影響額は幾らか。それから、2割についても何世帯で影響額が幾らか、それについて伺います。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) まず、限度額の影響を受ける世帯でございますが、今回の改正で、今年度ベースで前年度と比較して見ますと、医療分、支援金分共に影響を受ける世帯というのはございません。影響を受ける額につきましては、医療分が1万円の増となりまして、限度額を超える世帯、7世帯ありますので、7万円の増ということになります。それから、あと支援分につきましては2万円の増になりますので、限度額世帯は3世帯ございますので、6万円の増ということでございます。

それから、減額、軽減の影響を受ける世帯になりますが、これも今年度ベースで前年度と比較してみますと、医療分と支援分で5割軽減が4世帯で2割軽減は1世帯、介護分につきましては、5割軽減、2割軽減共に1世帯が影響を受けるということでございます。

影響額というのは、全体で言いますと23万2,000円の減額となるということでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) あともう一つ質問です。

未就学時の均等割のこれ、今年度適用される方は何人ぐらいおられますか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) 未就学児につきましては、合計で言いますと、37世帯でございます。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 報告第4号に対する反対の立場で討論いたします。

この報告第4号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件について、今回の改正は、先ほど説明がありましたように、中間所得層に配慮した保険税の設定を可能にすることを目的に、負担能力を有する高所得層の方に応分の負担を求めるため、賦課限度額を引き上げること。また、被保険者の合計所得額が定額以下の場合に、保険税の負担軽減を図るため、いわゆる応益割、均等割と平等割を軽減する制度について、軽減判定の基となる所得判定基準額を引き上げることにより、軽減対象となる世帯を拡大するというふうに説明がありました。

井手町の国保の特別会計は、令和2年度以降、連続黒字となっております。今積み上げられている基金は既に1億円を超えているわけです。これだけの基金があれば、国保料の引下げはできるんですね。それなのに、今回の改正案では、高所得層とはいえ3万円引き上げるとしているんです。改正案は引き上げることです。低所得者層に対しては、軽減判定の基となる所得判定基準額の引上げを通じて軽減対象世帯を拡大するとしているわけですが、井手町では、それにとどまらず、未就学児の均等割をさらにゼロに、さらに18歳未満の均等割もゼロにすべきです。それだけの予算はあるわけです。

国保料は前年度の収入によって決まるため、従来から申しております失業等で収入が軽減した世帯には、他の町ではやっている軽減措置をすべきです。そういうことを申しまして、以上のような理由で反対といたします。

以上です。

議長(奥田俊夫) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで討論を終わります。

これから、報告第4号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第4号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手多数です。したがって、報告第4号は承認すること

に決定しました。

次に、日程第 8、報告第 5 号、専決処分の報告についてを議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、報告第 5 号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和 6 年度井手町一般会計補正予算（第 7 回）でございます。

1 枚めくっていただきまして、専決処分書でございます。

令和 6 年度井手町一般会計補正予算（第 7 回）。

令和 6 年度井手町の一般会計補正予算（第 7 回）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 億 1, 7 6 1 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 2 億 1, 8 0 9 万 1, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

それでは、5 ページをご覧ください。「第 2 表地方債補正」でございます。

起債の目的、4 目農林施設整備事業債。今回 1, 1 7 0 万円を減額いたしまして、限度額を 1, 3 3 0 万円とするものであります。

9 目臨時財政対策債。今回 7 0 0 万円を減額いたしまして、限度額をゼロ円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。

今回、補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。

1 款町税、補正前の額 9 億 3 2 2 万円、補正額 1, 5 0 0 万円、計 9 億 1, 8 2 2 万円であります。

2 款地方譲与税、補正前の額 2, 7 0 0 万円、補正額 1 3 4 万 8, 0 0 0 円、計 2, 8 3 4 万 8, 0 0 0 円であります。

3 款利子割交付金、補正前の額 2 5 万円、補正額 2 4 万 2, 0 0 0 円、計 4 9 万 2, 0 0 0 円であります。

4 款配当割交付金、補正前の額 7 0 0 万円、補正額 3 6 1 万円、計 1, 0 6 1 万円であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金、補正前の額 7 0 0 万円、補正額 6 1 9 万円、計 1, 3 1 9 万円であります。

6 款法人事業税交付金、補正前の額 2, 0 0 0 万円、補正額 1 4 3 万 8, 0 0 0 円、計 2, 1 4 3 万 8, 0 0 0 円であります。

7 款地方消費税交付金、補正前の額 1 億 8, 8 0 0 万円、補正額 1 6 9 万 7, 0 0 0 円の減、計 1 億 8, 6 3 0 万 3, 0 0 0 円であります。

9 款環境性能割交付金、補正前の額 5 0 0 万円、補正額 1 0 7 万 2, 0 0 0 円、計 6 0 7 万 2, 0 0 0 円であります。

1 0 款地方特例交付金、補正前の額 2, 7 0 0 万円、補正額 3 3 8 万 4, 0 0 0 円、計 3, 0 3 8 万 4, 0 0 0 円であります。

1 1 款地方交付税、補正前の額、1 7 億 4, 0 0 0 万円、補正額 3 億 6, 7 4 9 万 5, 0 0 0 円、計 2 1 億 7 4 9 万 5, 0 0 0 円であります。

1 2 款交通安全対策特別交付金、補正前の額 4 0 万円、補正額 4 0 万円の減、計ゼロ円であります。

1 3 款分担金及び負担金、補正前の額 8 6 0 万 4, 0 0 0 円、補正額 2 0 万円の減、計 8 4 0 万 4, 0 0 0 円であります。

1 5 款国庫支出金、補正前の額、6 億 6, 2 9 7 万 3, 0 0 0 円、補正額 6 6 9 万 5, 0 0 0 円の減、計 6 億 5, 6 2 7 万 8, 0 0 0 円であります。

1 6 款府支出金、補正前の額 2 億 7, 5 9 1 万 8, 0 0 0 円、補正額 8, 9 6 1 万 5, 0 0 0 円、計 3 億 6, 5 5 3 万 3, 0 0 0 円であります。

1 8 款寄附金、補正前の額 1, 0 4 2 万 7, 0 0 0 円、補正額 8 4 万 9, 0 0 0 円、計 1, 1 2 7 万 6, 0 0 0 円であります。

19 款繰入金、補正前の額 7 億 8,385 万 4,000 円、補正額 2 億 4,289 万 1,000 円の減、計 5 億 4,096 万 3,000 円であります。

20 款繰越金、補正前の額 1 億 1,598 万 3,000 円、補正額 3 億 865 万 9,000 円、計 4 億 2,464 万 2,000 円であります。

21 款諸収入、補正前の額 5,486 万 8,000 円、補正額 1,070 万円の減、計 4,416 万 8,000 円であります。

22 款町債、補正前の額 5 億 7,580 万円、補正額 1,870 万円の減、計 5 億 5,710 万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額 5 億 7 億 4 万 2,000 円、補正額 5 億 1,761 万 9,000 円、計 6 億 2 億 1,809 万 1,000 円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。

1 款議会費、補正前の額 6,981 万 8,000 円、補正額 63 万円の減、計 6,918 万 8,000 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 63 万円の減であります。

2 款総務費、補正前の額 1 億 3 億 6 万 4 万 3,000 円、補正額 6 億 5,784 万 9,000 円、計 1 億 9 億 6,431 万 2,000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 7,363 万 7,000 円、その他の 2,538 万 7,000 円の減、一般財源の 6 億 9 万 5 万 9,000 円あります。

3 款民生費、補正前の額 1 億 3 億 2,056 万 8,000 円、補正額 5,800 万円の減、計 1 億 2 億 6,256 万 8,000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 994 万 9,000 円の減、その他の 100 万円の減、一般財源の 4,705 万 1,000 円の減であります。

4 款衛生費、補正前の額 3 億 6,367 万 2,000 円、補正額 3,200 万円の減、計 3 億 3,167 万 2,000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 410 万円の減、その他の 800 万円の減、一般財源の 1,990 万円の減であります。

6 款農林水産業費、補正前の額 1 億 3,119 万 1,000 円、補正額 300 万円の減、計 1 億 2,819 万 1,000 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 280 万円の減、地方債の 1,170 万円の減、その他の 290 万円の減、一般財源の 1,440 万円あります。

7 款商工費、補正前の額 6,743 万 1,000 円、補正額 1,050 万

円の減、計5,693万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の425万円、その他の1,000万円の減、一般財源の475万円の減であります。

8款土木費、補正前の額5億9,267万8,000円、補正額2,330万円の減、計5億6,937万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,221万5,000円。その他の4,381万円の減、一般財源の829万5,000円であります。

9款消防費、補正前の額2億8,986万7,000円、補正額250万円の減、計2億8,736万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の391万6,000円、その他の873万円の減、一般財源の231万4,000円であります。

10款教育費、補正前の額7億5,131万9,000円、補正額800万円の減、計7億4,331万9,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の575万1,000円、その他の46万7,000円の減、一般財源の1,328万4,000円の減であります。

12款公債費、補正前の額7億9,716万1,000円、補正額230万円の減、計7億9,486万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の230万円の減であります。

以上、歳出合計、補正前の額57億47万2,000円、補正額5億1,761万9,000円、計62億1,809万1,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の8,292万円、地方債の1,170万円の減、その他の1億29万4,000円の減、一般財源の5億4,669万3,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　質問です。

まず、15ページの総務費のところ、財政管理費、減債基金積立金が6億円、それから教育施設整備基金積立金1億円という、合わせて7億円、基

金のことが載っているわけですが、これ、減災の方は6億円積立てすると、従来の金額にこれに乗るわけですが、合計一体幾らになるのか。併せて、教育の方も幾らの基金になるのか。

それから、財政調整基金はここには出ていないんですが、財政調整基金の方も現在幾らあるのかということ伺いたしたいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) ご質問にお答えいたします。

まず、今回専決で積み上げて、積み上げ後の減債基金の方でございますが、約19億1,600万円となります。

次に、教育の基金の方でございますが、教育の方が約4億3,200万円。

続きまして、財政調整基金でございますが、約23億9,900万円。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 同じく15ページです。下の方に電子計算費というところがございます。イントラネット機器更新で2,400万円の減となっているわけですが、ここで、安くなったのはなぜなのかという、その理由を伺いたしたいと思います。

それから、同じところで、基幹系標準化移行負担金とあるんですが、この標準化移行というのはどういうことなのかという説明をしていただきたいと思っております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) ご質問にお答えいたします。

まず、イントラネット機器更新の方の減額でございますが、こちら、入札を行いまして、入札の落札率も65.27%、以前議会の方でもご報告させていただいておりますが、そういった形で残額が出たものでございます。

続きまして、この標準化移行の方でございますが、こちらは、これまで地

方自治体ごとに構築していた住民サービスに直結する住民基本台帳など、そういった業務を国が示す標準仕様に適合したシステムへ移行させることとなっております。その移行させるための経費でございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 意見として、非常にたくさん積み立てているなというふうを感じるんです。やはり、午前中も言いましたように、積み立てるだけではなくて、町の住民に対する仕事にぜひ使ってもらいたくないなという意見を持っていますので、そういうことをお伝えしたいと思います。

併せて質問です。17ページの児童福祉総務費のところ、井手町出産応援給付金が減額になっています。ということは、予定していたより出産が少なかったことだというふうに思うんですが、何人給付されていて、この少ない分というのは、計算すると10人ぐらいかと思うんですが、何人なのか。実際に誕生した子どもたち、多賀地区と井手地区、祝金をもらったその人数について伺いたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 出産応援給付金でございます。

予算上は40名計上しておりましたが、結果といたしまして30名の給付であったということになります。

井手地区、多賀地区それぞれの人数の内訳については、現在手元にございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 18ページです。18ページの一番下、商工総務のところ、プレミアム付き商品券発行補助、これ1,000万円の減額なんです。なぜ1,000万円減額になっているのか伺いたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 奥山産業環境課長。

産業環境課長(奥山英高) ただいまのこの事業につきましては、町商工会

が実施されるプレミアム付き商品券発行事業へのプレミアム分の支援事業ということでございますけれども、1,500万円の補助を年度当初計上しておりましたが、町商工会に京都府から全体事業費の3分の2に当たる補助が行われましたので、その補助分約1,000万円分を減額したものでございます。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第5号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第5号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

この際、暫時休憩します。15時まで。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの答弁漏れについての答弁をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 貴重なお時間、申し訳ございません。

先ほどの谷田健治議員のご質問の井手町出産応援給付金、30件の井手・多賀地区の内訳でございます。

井手地区が26件、多賀地区が4件でございます。

以上です。

議長（奥田俊夫） 次に、日程第9、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) それでは、報告第6号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記といたしまして、令和6年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)であります。

1枚めくっていただきまして、裏面でございます。専決処分書であります。

令和6年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)。

令和6年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,541万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条地方債の補正の規定であります。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

3ページをお開き願います。

「第2表地方債補正」であります。起債の目的、水道事業債、今回2,000万円を減額いたしまして、限度額をゼロ円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わりありません。

次のページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。

8款町債、補正前の額2,000万円、補正額2,000万円の減、計ゼロ円であります。

以上、歳入合計、補正前の額5,541万4,000円、補正額2,000万円の減、計3,541万4,000円であります。

次のページをご覧ください。歳出であります。

2 款事業費、補正前の額 2, 0 3 5 万円、補正額 2, 0 0 0 万円の減、計 3 5 万円、財源内訳といたしまして、地方債の 2, 0 0 0 万円の減であります。

以上、歳出合計、補正前の額 5, 5 4 1 万 4, 0 0 0 円、補正額 2, 0 0 0 万円の減、計 3, 5 4 1 万 4, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、地方債の 2, 0 0 0 万円の減であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） 補正、2, 0 0 0 万円の減ということは、予定していた事業というんですか、2, 0 0 0 万円やらなかったということなんですが、そのやらなかった中身は何なのかということをお答え願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） 今回の減額した理由でございます。

今回減額いたしましたのは、水道の設計業務等の委託料の全額を減額いたしました。こちらにつきましては、多賀地区の岩倉橋付近におきまして国道バイパスへのアクセス道路の整備が今進められておまして、道路整備後の周辺の土地利用に水道の配管等の対応をするために当初予算で予算は計上しておったんですけども、まだその土地利用の詳細が未確定であることから今回減額をさせていただきまして、また必要な時期に予算を計上させていただきたいという考えでございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2 番（谷田健治） ということは、国道 2 4 号バイパスに向かってアクセス道路がつくと。それに関わって、そのアクセス道路が遅れているからというか、そういうことで、これが設計のあれに入れいいのか、その辺りについて

伺いますが、その原因は何でしょうか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) アクセス道路が遅れているというわけではなく、アクセス道路の整備に合わせて私どもの設計が遅れないように予算をまずは計上させていただいて、道路の形ができ、その周りの土地利用が見えてきましたら、すぐさま委託を出せるように予算の措置をしているところでございます。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第6号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第6号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

次に、日程第10、報告第7号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) それでは、報告第7号、繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和6年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

令和6年度井手町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、物価高騰対応重点支援給付金、金額3,300万円、翌年度繰越額1,614万5,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,614万5,000円であります。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名、物価高騰対応重点支援子育て世帯給付金、金額350万円、翌年度繰越額154万6,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の154万6,000円であります。

6款農林水産業費、2項林業費、事業名、片原山林道改良、金額2,800万円、翌年度繰越額2,600万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の409万5,000円、地方債の590万円、一般財源の1,600万5,000円あります。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、金額3億1,037万9,000円、翌年度繰越額2億4,908万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1億2,504万2,000円、地方債の8,790万円、一般財源の3,614万5,000円あります。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業、金額700万円、翌年度繰越額700万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の140万9,000円、地方債の90万円、一般財源の469万1,000円あります。

8款土木費、3項河川費、事業名、下排水路改修、金額700万円、翌年度繰越額451万2,000円、財源内訳といたしまして、地方債の450万円、一般財源の1万2,000円あります。

8款土木費、4項都市計画費、事業名、都市計画マスタープラン改定、金額1,300万円、翌年度繰越額679万1,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の679万1,000円あります。

裏面をご覧ください。

8款土木費、4項都市計画費、事業名、地籍調査、金額250万円、翌年度繰越額250万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の187万5,000円、一般財源の62万5,000円あります。

10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校体育館空調設備等整備工事、金額1億5,300万円、翌年度繰越額1億148万5,000円、財源内訳といたしまして、地方債の1億140万円、一般財源の8万5,000円

であります。

10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校外壁改修、金額6,650万円、翌年度繰越額6,650万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の2,155万3,000円、地方債の4,260万円、一般財源の234万7,000円であります。

10款教育費、3項中学校費、事業名、中学校体育館空調設備検討設計業務、金額900万円、翌年度繰越額900万円、財源内訳といたしまして、地方債の900万円であります。

10款教育費、3項中学校費、事業名、中学校外壁改修、金額2,350万円、翌年度繰越額2,350万円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の758万円、地方債の1,500万円、一般財源の92万円であります。

以上、合計、金額6億5,637万9,000円、翌年度繰越額5億1,406万6,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1億7,924万5,000円、地方債の2億6,720万円、一般財源の6,762万1,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で報告第7号、繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第11、報告第8号、繰越計算書についてを議題とします。

本件につきましては、地方公営企業法第26条第3項に基づく報告事項でありますので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、報告第8号、繰越計算書についてご説明申し上げます。

令和6年度井手町下水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和6年度井手町下水道事業会計予算繰越計算書であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、面整備事業、予算計上額3,100万円、翌年度繰越額3,100万円、財源内訳といたしまして、国庫

補助金の500万円、企業債の2,500万円、損益勘定留保資金の100万円であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、改築更新事業、予算計上額4,200万円、翌年度繰越額4,200万円、財源内訳といたしまして、国庫補助金の1,060万円、企業債の2,640万円、損益勘定留保資金の500万円であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、合藪ポンプ場設備改修等事業、予算計上額1億3,550万円、支払義務発生額7,790万1,000円、翌年度繰越額5,759万9,000円、財源内訳といたしまして、国庫補助金の1,817万7,000円、企業債の3,940万円、損益勘定留保資金の2万2,000円であります。

以上、合計、予算計上額2億850万円、支払義務発生額7,790万1,000円、翌年度繰越額1億3,059万9,000円、財源内訳といたしまして、国庫補助金の3,377万7,000円、企業債の9,080万円、損益勘定留保資金の602万2,000円であります。

次に、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額。

1款下水道事業費用、1項営業費用、事業名、下水道事業計画変更業務、予算計上額1,500万円、翌年度繰越額1,500万円、財源内訳といたしまして、損益勘定留保資金の1,500万円であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で報告第8号、繰越計算書についてを終わります。

次に、日程第12、議案第34号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第34号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、下記の者を固定資産評価審査委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、原田賢志氏、満70歳。

なお、任期は3年、委員は3名でございまして、他の委員は村田吉男氏、

藤林学氏であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第34号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を
求める件を採決します。

議案第34号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第34号は同意するこ
とに決定しました。

次に、日程第13、議案第35号、井手町教育委員選任につき同意を求め
る件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　平間総務課長。

総務課長（平間克則）　それでは、議案第35号、井手町教育委員選任につ
き同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、下
記の者を教育委員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、岡田善行氏、満63歳。

なお、任期は4年、委員は4名でございまして、他の委員は村田尚美氏、
古川幸子氏、西島好江氏であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第35号、井手町教育委員選任につき同意を求める件を採
決します。

議案第35号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第35号は同意するこ
とに決定しました。

次に、日程第14、議案第36号、財産取得について同意を求める件を議

題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 菱本安心・安全推進課長。

安心・安全推進課長(菱本嘉昭) それでは、議案第36号、財産取得について同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

高規格救急自動車購入について、下記のとおり財産取得をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産の名称、7消備第1号、高規格救急自動車購入。2、取得金額、金4,332万2,418円、うち取引に係る消費税額、金393万2,418円。3、取得の相手方、京都府綴喜郡井手町大字多賀小字高橋18番地、寺村光夫商事株式会社、代表取締役、寺村珠里氏。4、取得の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の財産取得につきましては、高規格救急自動車の更新に係る物品購入でございます。履行期限につきましては、令和8年3月16日を予定しており、入札の概要といたしましては、入札参加者は2者、予定価格は税抜き5,017万1,000円であり、落札金額は税抜き3,939万円、落札率は78.51%でありました。他の入札者の入札金額につきましては、有限会社辻本石油店が税抜き4,500万円でありました。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第36号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第36号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第36号は同意することに決定しました。

次に、日程第15、議案第37号、財産取得について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 木村学校教育課長。

理事(木村恵理) それでは、議案第37号、財産取得について同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

校務系パソコン購入について、下記のとおり財産取得をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、1、取得する財産の名称、7井教学備第2号、校務系パソコン購入。2、取得金額、金1,769万2,400円、うち取引に係る消費税額、金160万8,400円。3、取得の相手方、京都市下京区木津屋橋通新町西入東塩小路町601番地、NUPビルディング京都駅前、京都電子計算株式会社、代表取締役社長、森口健吾氏。4、取得の方法、一般競争入札による契約。

なお、今回の財産取得につきましては、小・中学校の教職員が使用いたします校務系パソコンの更新に係る物品購入でございます。履行期限につきましては、令和7年7月31日を予定しており、入札の概要といたしましては、入札参加者は2者、予定価格は税抜き3,316万8,000円であり、落札金額は、税抜き1,608万4,000円、落札率は48.49%ございました。他の1者につきましては辞退でありました。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 質問です。

幾つかあるんですが、一つは各小・中学校ごとの台数、どれぐらい配置されるのかと、それと同じパソコンなのかと思うんですが、パソコンの単価は幾らなのか。単価という扱いではなくて、まとめて幾らとなっているのか、その辺は分からないんですが、単価がもし分かれば伺いたいと思います。

それと、学校でパソコン使用の場合、事務だけではなくて、職員の勤務管理などで、パソコンのスイッチを入れると出勤とか、退勤時は切って出るとか、そういうふうに使っているところもあるんですが、今回この校務系のパソコンはそういうことができるのかどうかということが分かれば伺いたいと思います。

それから、教職員ということは、学校には講師の方などいろんな職員の方がおられるんですが、正規、非正規といいますか、会計年度任用職員も含めて、講師の方がおられたり、短時間でこれはいろいろあるんですが、基本的にはどういう教職員にこれを配置されるのかということを伺いたいと思います。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 木村学校教育課長。

理事（木村恵理） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、台数でございますが、井手小学校が24台、多賀小学校が18台、泉ヶ丘中学校が28台の合計70台でございます。

単価につきましては、ただいま持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

あと、出退勤の管理システムのことをおっしゃっているんだと思いますが、今回パソコンの購入につきましては、教職員が教材を作成したり、成績を管理したり、出欠の管理、学校の事務業務を行う際に利用するものですので、出退勤のシステムではございません。

配付する教職員ですが、ただいま申し上げましたように、基本的に授業を持っている教職員に使っていただくようにしておりますし、おっしゃってました短時間の職員の方などというのは、何人かで一緒に使っていただくなど、そのような工夫をして使用していただく形で進めております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第37号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第37号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第37号は同意することに決定しました。

次に、日程第16、議案第32号、令和7年度井手町一般会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之）　それでは、議案第32号、令和7年度井手町一般会計補正予算（第1回）につきまして、ご説明申し上げます。

令和7年度井手町の一般会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,010万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,910万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。「第2表地方債補正」でございます。

起債の目的、4目商工施設整備事業債。今回1,230万円を追加し、限度額を1,620万円とするものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりありません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。

15款国庫支出金、補正前の額7億3,417万9,000円、補正額4,720万2,000円、計7億8,138万1,000円であります。

16款府支出金、補正前の額2億8,730万4,000円、補正額827万4,000円、計2億9,557万8,000円あります。

18款寄附金、補正前の額8,000円、補正額97万2,000円、計98万円あります。

19款繰入金、補正前の額8億2,339万3,000円、補正額580万円、計8億2,919万3,000円あります。

20款繰越金、補正前の額500万円、補正額1,355万5,000円、計1,855万5,000円あります。

21款諸収入、補正前の額1,718万1,000円、補正額200万円、計1,918万1,000円あります。

22款町債、補正前の額4億3,170万円、補正額1,230万円、計4億4,400万円あります。

以上、歳入合計、補正前の額54億900万円、補正額9,010万3,000円、計54億9,910万3,000円あります。

次のページをご覧ください。歳出であります。

2款総務費、補正前の額12億3,508万8,000円、補正額2,636万4,000円、計12億6,145万2,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の2,339万2,000円、その他の297万2,000円あります。

3款民生費、補正前の額13億4,696万9,000円、補正額2,020万円、計13億6,716万9,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1,010万円、一般財源の1,010万円あります。

4款衛生費、補正前の額3億9,250万3,000円、補正額17万4,000円、計3億9,267万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の12万9,000円、一般財源の4万5,000円あります。

6款農林水産業費、補正前の額1億658万7,000円、補正額1,014万5,000円、計1億1,673万2,000円、財源内訳といたし

まして、国・府支出金の 8 1 4 万 5, 0 0 0 円、一般財源の 2 0 0 万円であります。

7 款商工費、補正前の額 6, 6 6 6 万 1, 0 0 0 円。補正額 3, 3 2 2 万円、計 9, 9 8 8 万 1, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1, 3 7 1 万円、地方債の 1, 2 3 0 万円、その他の 5 8 0 万円、一般財源の 1 4 1 万円であります。

以上、歳出合計 5 4 億 9 0 0 万円、補正額 9, 0 1 0 万 3, 0 0 0 円、計 5 4 億 9, 9 1 0 万 3, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 5, 5 4 7 万 6, 0 0 0 円、地方債の 1, 2 3 0 万円、その他の 8 7 7 万 2, 0 0 0 円、一般財源の 1, 3 5 5 万 5, 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 辻井建設課長。

建設課長（辻井祐介） それでは、令和 7 年度井手町一般会計補正予算（第 1 回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。

なお、次ページに工事箇所図を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、まちづくり協働加工施設整備、事業費 2, 7 4 2 万円、財源内訳としまして、国・府支出金の 1, 3 7 1 万円、地方債の 1, 2 3 0 万円、一般財源の 1 4 1 万円、事業の概要としまして、施設改修、特産品加工機器一式であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7 番（脇本尚憲） 私の方からは大きく 2 点、8 ページの一番下、保育 I C T 推進事業につきまして、これは情報通信技術を使って推進している事業ということですが、具体的なその事業の内容と、それを推進することでどのような効果があるかというところについてお尋ねします。

2点目が、先ほど説明がありました9ページのまちづくり協働加工施設整備につきまして、これは自然休養村管理センターの方の施設改修と特産品の加工機器一式ということですが、具体的にどのような加工品の機器を導入されるのか。また、それが導入されることでどういったものが作れるものなのか、説明をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 私の方からは保育ICT推進事業の関係でございます。

こちらにつきましては、町立保育園に通う園児の保護者との連絡の円滑化や、あとは保育の質の向上のため、保育業務に情報通信技術を用いたシステムを新たに導入するものでございます。

このシステムを入れることによりまして、従来、保護者とのやり取りというのは、例えば、出欠の連絡ですと電話のみの受付となっておったものが、そのシステムを使うことで、保護者からすると、携帯のアプリから、自分の自由な時間、朝ではなくても、その前の晩などでも出欠の連絡をしていただけるということや、あと園児の登降園管理でありますとかお知らせの一斉配信、また今、紙ベースで行っております園だよりなどもそちらに掲示をすることで、現行の園だよりだけではなくて、過去に発行したバックナンバーなども適宜保護者に見ていただけるということになってまいります。

そういうことで、保護者様への負担の軽減と、あと利便性の向上を図るとともに、保育士が行う事務も、併せて先ほどのオンラインで周知したり連絡をしたりとか、そういうことを、システム化することで、今まで以上に保育士が園児の保育に専念できるような環境をつくりたいということで今回導入するものであります。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 高江企画財政課長。

企画財政課長(高江裕之) ご質問にお答えいたします。

今回導入する機器の方でございますが、令和6年度からまちづくり協働加工施設の検討会議というのを設置しておりまして、その会議でもご意見をいろいろ頂いておりまして、スイーツや揚げ物など、幅広い料理に使えて汎用性が高い機器をとという話がございまして、今回入れるものとしたしまして

は、加熱調理にマルチに対応できるスチームコンベクションオーブン、また揚げ物で使えるフライヤー、また生地を練ったり泡立て等に使えるミキサー、また急速の冷凍・冷蔵庫、また真空の包装機、あと金属探知機、そういったものの導入を予定しております。

こういった機器で作れるもの、いろいろなものが作れるんですけど、当然スイーツ、ケーキや草餅など、あと、以前井手町で作られていた小町会の左馬クッキーなど、そういったものも作ることができますし、あと天ぷらや、この春によく作られていたタケノコご飯など、そういったものも加工できるといふふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 私の方から、9ページにあります農業振興費のスマート農業等サポート事業について、どういう事業か教えていただきたいと思えます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 奥山産業環境課長。

産業環境課長（奥山英高） ただいまのスマート農業等サポート事業についてでございますが、農業者の高齢化、減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換を支える農業支援サービス、事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援するための国の制度を活用し、スマート農業機器等の導入を行う生産者に補助を行うものであります。具体的には、ジェイエイやましろファームが購入を計画されているトラクター代かき機積載車の購入費の一部を補助する予定となっております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第32号、令和7年度井手町一般会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 木村学校教育課長。

理事(木村恵理) 貴重なお時間を頂戴いたしまして申し訳ございません。

先ほどご質問いただきましたパソコン機器1台の購入価格ですが、税抜き19万9,500円でございます。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

なお、次回は6月18日午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時38分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 鎌 田 隆 宏

署名議員 谷 田 利 一